

# 第 1 編 共通編

共通編は、本計画の総則と基本方針、予防計画である。



# 第1章 総則

## 第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、中城村の地域に係わる災害対策に関する事項を定めるものである。このため、村域における防災に関し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することにより、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

- (1) 共通編  
基本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項、災害予防計画
- (2) 地震・津波編  
地震・津波に関する応急対策計画及び復旧・復興計画
- (3) 風水害等編  
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び復旧・復興計画

## 第2節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- |    |         |                           |
|----|---------|---------------------------|
| 1  | 災害対策基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| 2  | 災害救助法   | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。   |
| 3  | 県防災計画   | 沖縄県地域防災計画をいう。             |
| 4  | 村防災計画   | 中城村地域防災計画をいう。             |
| 5  | 県本部     | 沖縄県災害対策本部をいう。             |
| 6  | 現地本部    | 沖縄県現地災害対策本部をいう。           |
| 7  | 地方本部    | 沖縄県災害対策地方本部をいう。           |
| 8  | 村本部     | 中城村災害対策本部をいう。             |
| 9  | 現地本部長   | 沖縄県現地災害対策本部長をいう。          |
| 10 | 地方本部長   | 沖縄県災害対策地方本部長をいう。          |
| 11 | 村本部長    | 中城村災害対策本部長をいう。中城村の概況      |

### 第3節 中城村の概況

#### 1 自然条件

##### 1) 位置

中城村は、沖縄本島中部にあつて、那覇市から北東へ16kmの北緯26度5分、東経127度48分に位置し、西は宜野湾市、南は西原町、北は北中城村と接している。東は中城湾に面し、村の中央を南北に小起伏の丘陵が走り、南に糸蒲山、中央に上武当岳、北に台城岳が位置している。南北に7.5km、東西に3.5kmの長方形をなし総面積15.53km<sup>2</sup>である。

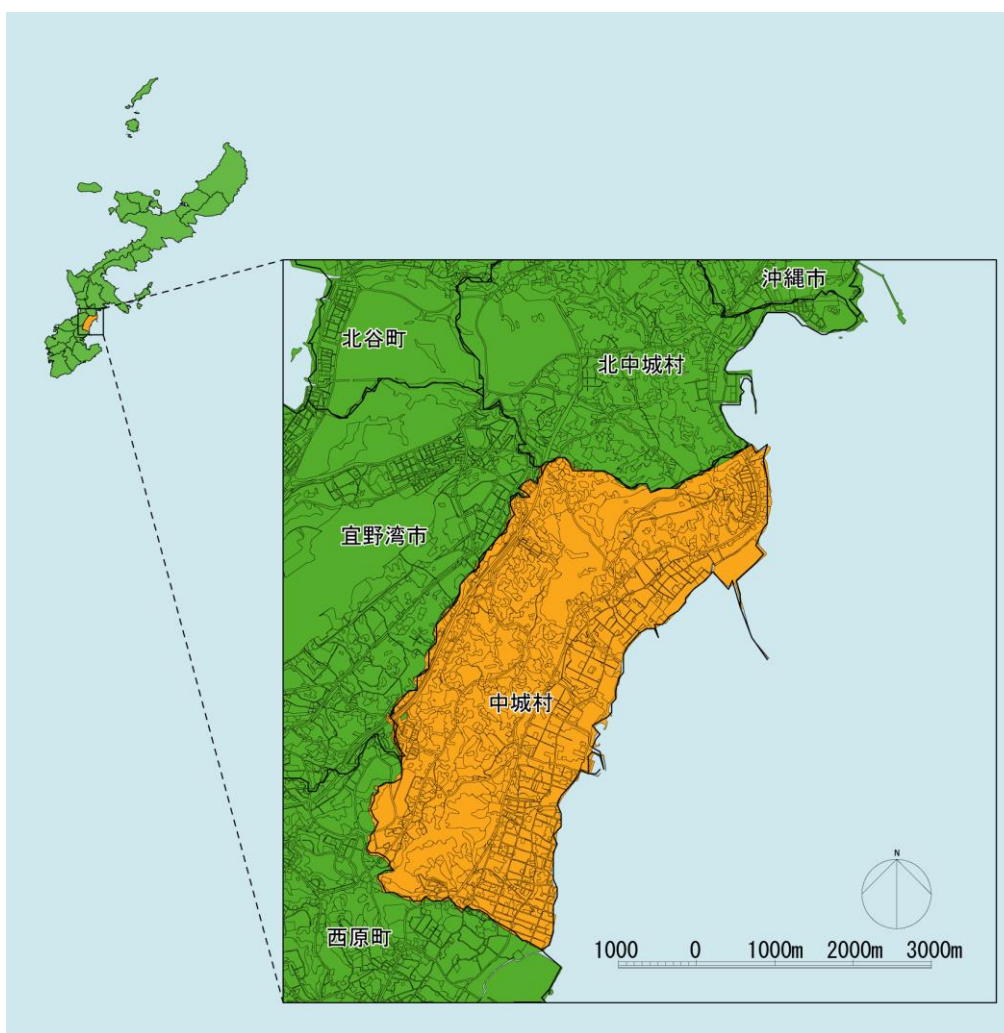


図 中城村位置図

## 2) 地形

中城村の地形は大別して平坦部、斜面部、台地部の三つで形成され、地質は古い順から島尻層群、那覇石灰岩及び沖積層の三種類からなる。中城村の地形は、海側から国道 329 号までは比較的平坦であるが、国道 329 号から西側には、標高 120m 以上、比高 100m 以上の斜面が連続し、中城湾に面した東側斜面の大半が地すべり危険箇所とされている。

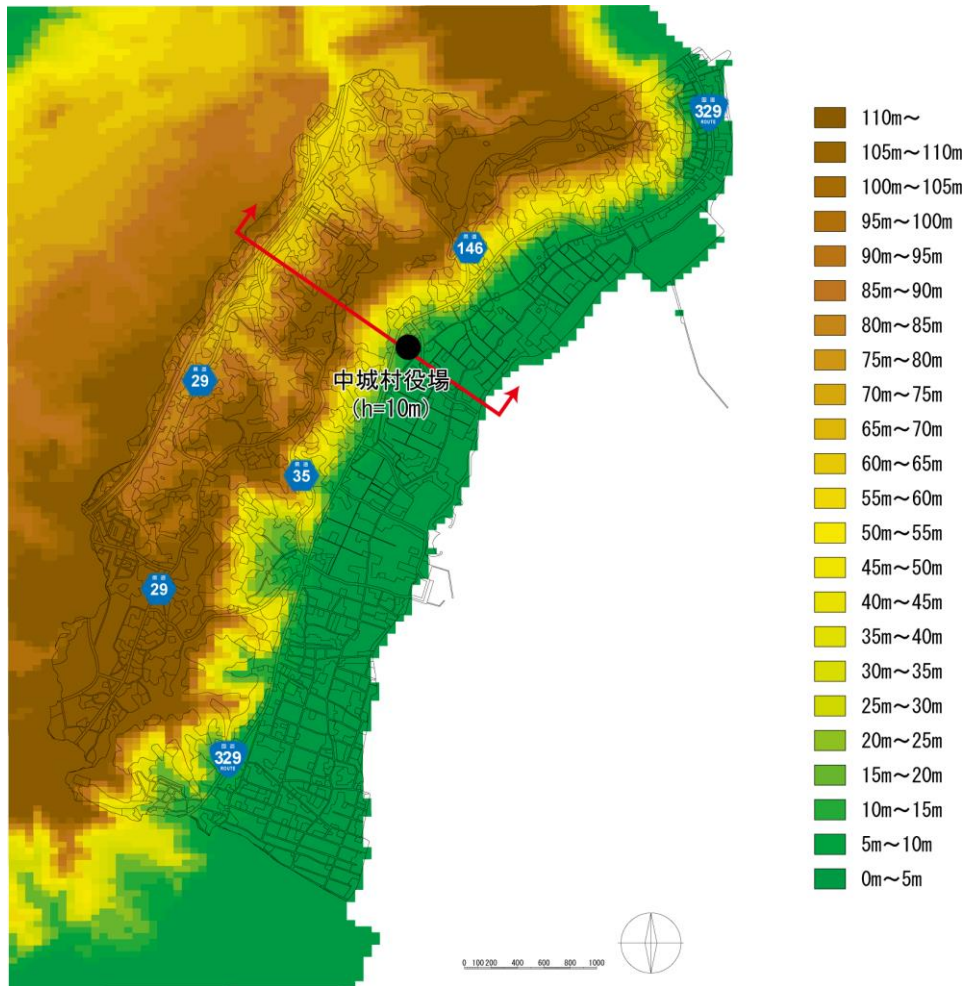


図 中城村の地形

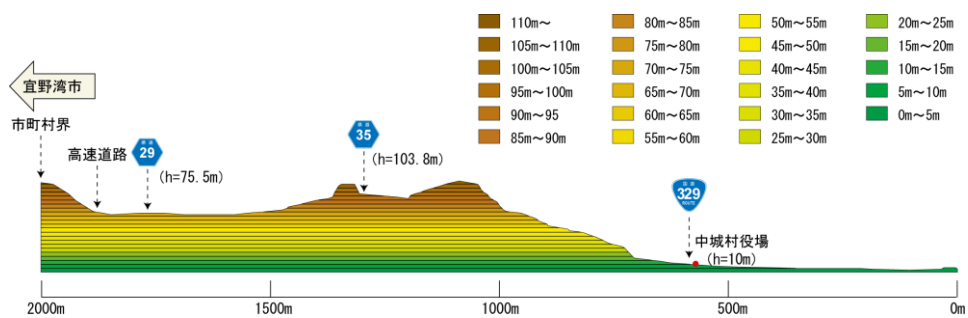


図 断面図

### 3) 気候

中城村（沖縄県）は、亜熱帯海洋性気候に属しており、一年中気候の寒暖差が少なく、年平均気温は約 23 度と全国と比較して高い値となっている。春から夏に変わる時期に本土の「梅雨」にあたる「小満芒種（スーマンボースー）」と呼ばれる沖縄独特の雨期（5月～6月）があり、梅雨開けと共に本格的な夏が訪れ台風期に入る。このことから、全国と比較しても降水量が多くなっている。

表 降水量と気温の平年値（那覇）

降水量と気温の平年値（那覇）

月	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温(℃)			相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照 時間 (h)
	現地	海面		平均	最高	最低		平均 風速	最多 風向	
	平均	平均	合計							
統計 期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1	1014.4	1020.4	101.6	17.3	19.8	14.9	66	5.3	北北東	93.1
2	1013.6	1019.6	114.5	17.5	20.2	15.1	69	5.2	北	93.1
3	1011.5	1017.5	142.8	19.1	21.9	16.7	71	5.2	北	115.3
4	1008.9	1014.7	161.0	21.5	24.3	19.1	75	5.1	東南東	120.9
5	1005.4	1011.1	245.3	24.2	27.0	22.1	78	4.8	東	138.2
6	1003.1	1008.7	284.4	27.2	29.8	25.2	83	5.5	南南西	159.5
7	1002.8	1008.5	188.1	29.1	31.9	27.0	78	5.3	南東	227.0
8	1001.5	1007.2	240.0	29.0	31.8	26.8	78	5.2	南東	206.3
9	1003.4	1009.0	275.2	27.9	30.6	25.8	75	5.3	東南東	181.3
10	1007.9	1013.6	179.2	25.5	28.1	23.5	72	5.5	北北東	163.3
11	1012.0	1017.9	119.1	22.5	25.0	20.4	69	5.3	北北東	121.7
12	1014.4	1020.3	110.0	19.0	21.5	16.8	67	5.3	北北東	107.4
年	1008.2	1014.1	2161.0	23.3	26.0	21.1	73	5.3	北北東	1727.1

資料：気象庁

表 沖縄県への台風接近数の平年値（1991～2020年）

沖縄県への台風接近数の平年値（1991～2020年）

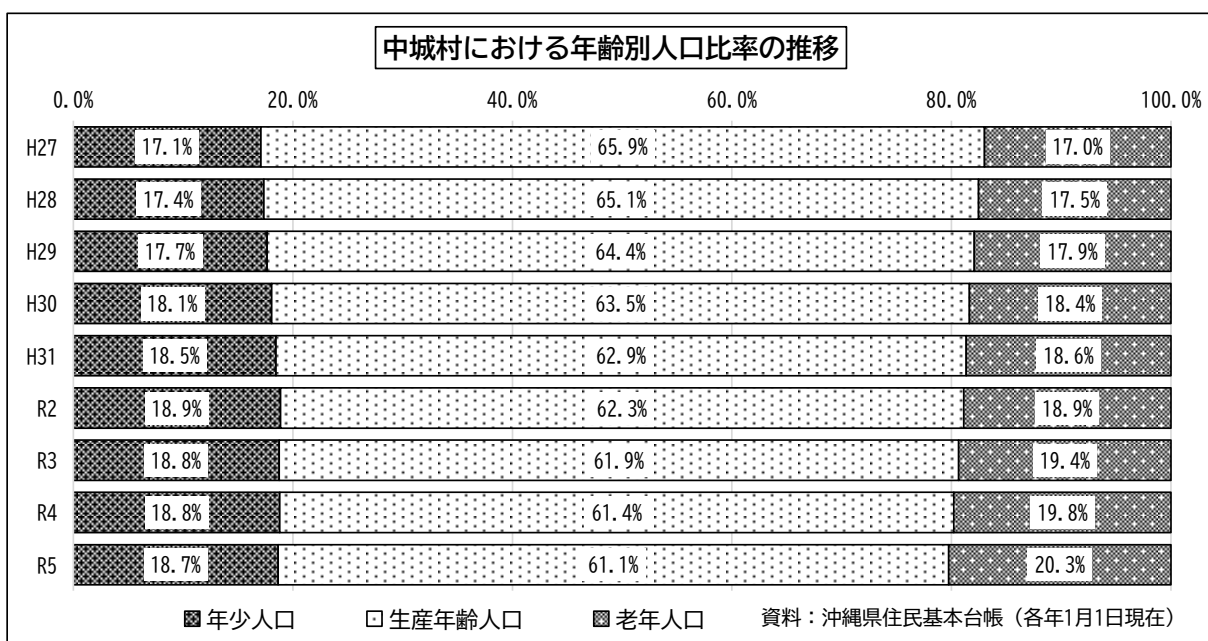
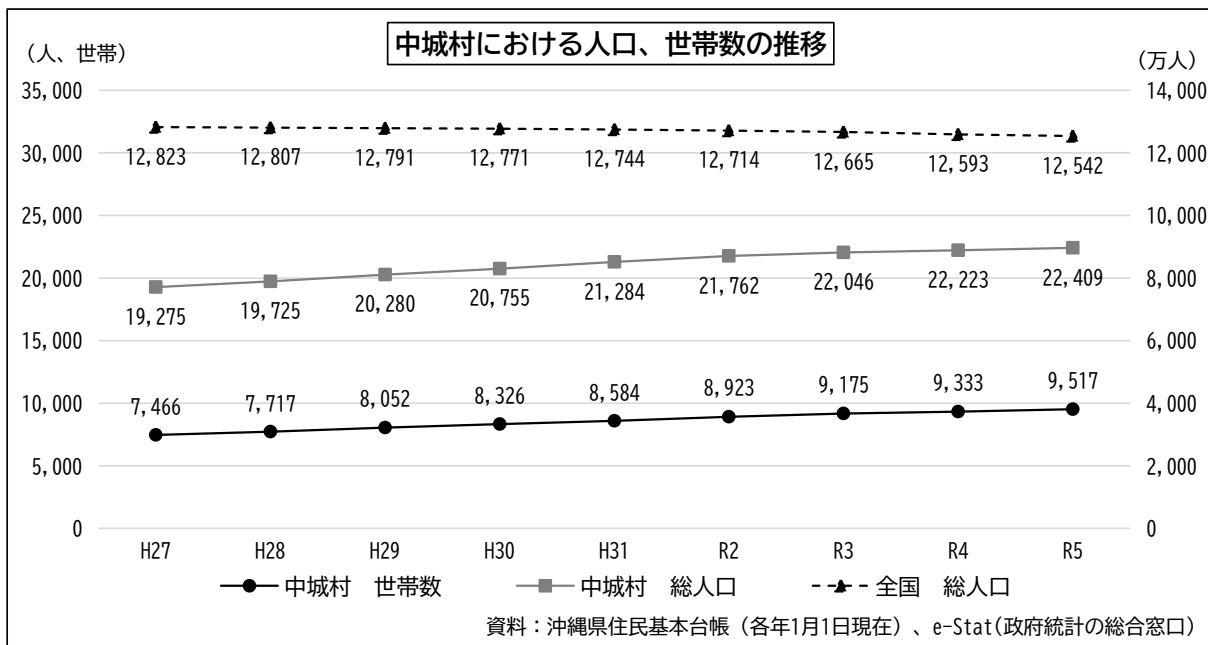
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
—	—	—	0.0	0.4	0.6	1.5	2.2	1.9	1.1	0.3	0.0	7.7

資料：気象庁

## 2 社会条件

### 1) 人口

中城村の総人口は平成27年から令和5年にかけて3,134人増加している。世帯数についても、2,051世帯増加している。年齢別人口比率をみると、年少人口の比率は平成27年から令和2年にかけて増加で推移し、その後は概ね横ばいとなっている。生産年齢人口の比率は減少傾向で推移し、老年人口の比率は増加傾向で推移している。



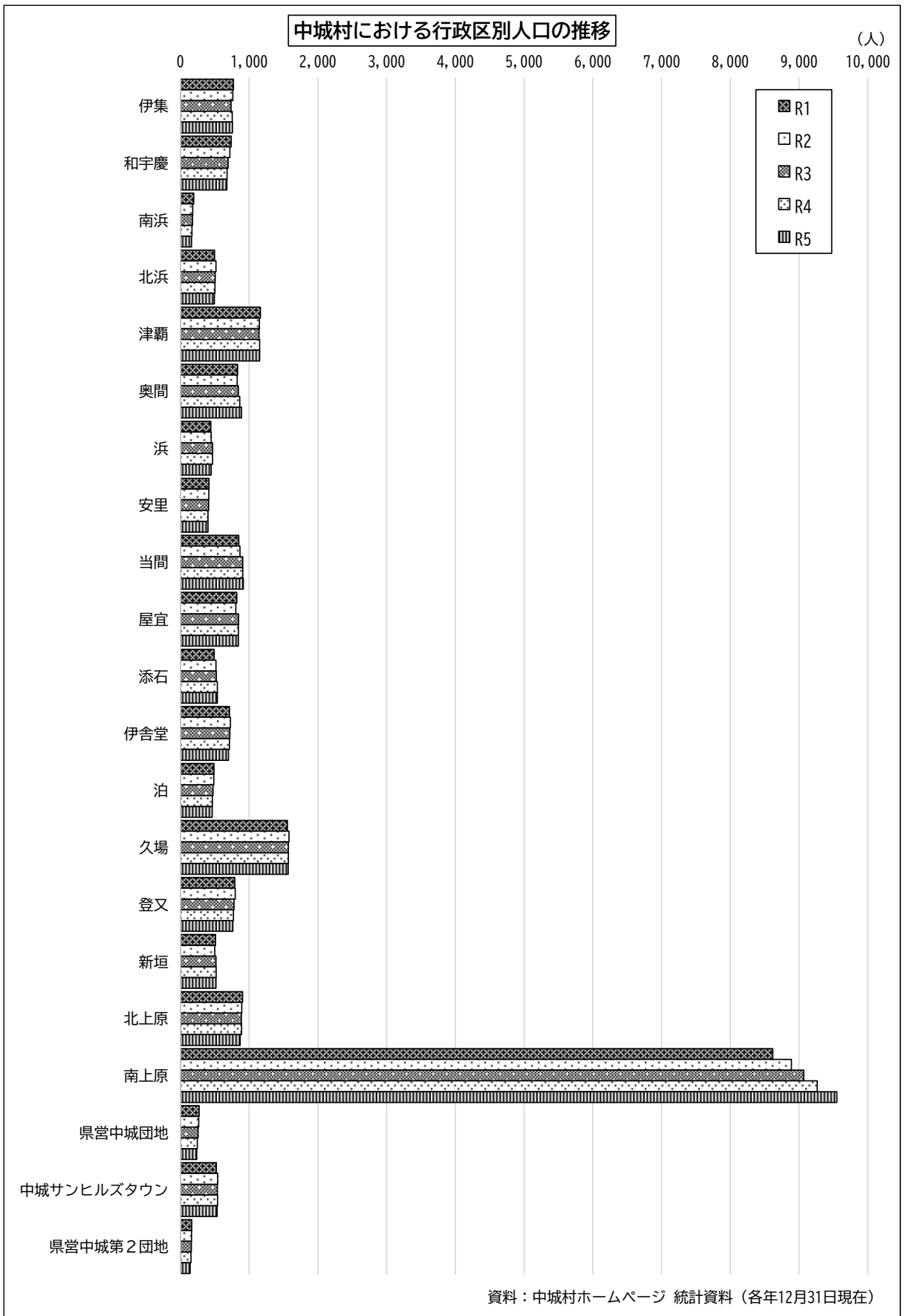


行政区別人口をみると、「当間」「添石」「南上原」では増加傾向、「和宇慶」「南浜」「安里」「泊」「県営中城団地」「県営中城第2団地」では減少傾向、その他の行政区は年により増減しながら推移している。

中城村における行政区別人口の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1
伊集	772	763	735	754	757	-15
和宇慶	738	718	693	679	677	-61
南浜	193	180	176	167	162	-31
北浜	498	518	504	503	494	-4
津覇	1,164	1,150	1,142	1,151	1,152	-12
奥間	833	826	844	864	888	55
浜	443	447	469	468	449	6
安里	417	412	409	400	400	-17
当間	849	866	907	907	914	65
屋宜	821	806	847	844	844	23
添石	491	517	522	537	537	46
伊舎堂	714	728	719	714	700	-14
泊	489	485	473	465	463	-26
久場	1,555	1,578	1,572	1,571	1,567	12
登又	791	798	779	771	763	-28
新垣	512	500	518	519	516	4
北上原	903	892	887	889	869	-34
南上原	8,618	8,890	9,067	9,265	9,550	932
県営中城団地	272	266	257	246	236	-36
中城サンヒルズタウン	524	542	536	541	535	11
県営中城第2団地	165	161	159	154	143	-22
合計	21,762	22,043	22,215	22,409	22,616	854

資料：中城村ホームページ 統計資料（各年12月31日現在）



## 2) 土地利用の現況

中城村の土地利用状況をみると、中城村の土地面積の大半を耕作地、植林地等が占めており、低地においては国道 329 号沿いに、高地では琉球大学周辺や県道付近に一般住宅地域や商業地区等が位置している。中城村の地目をみると、中城村の土地面積の 5 割以上を畑、原野が占めており、宅地及び雑種地が 2 割程度、その他が 3 割程度となっている。

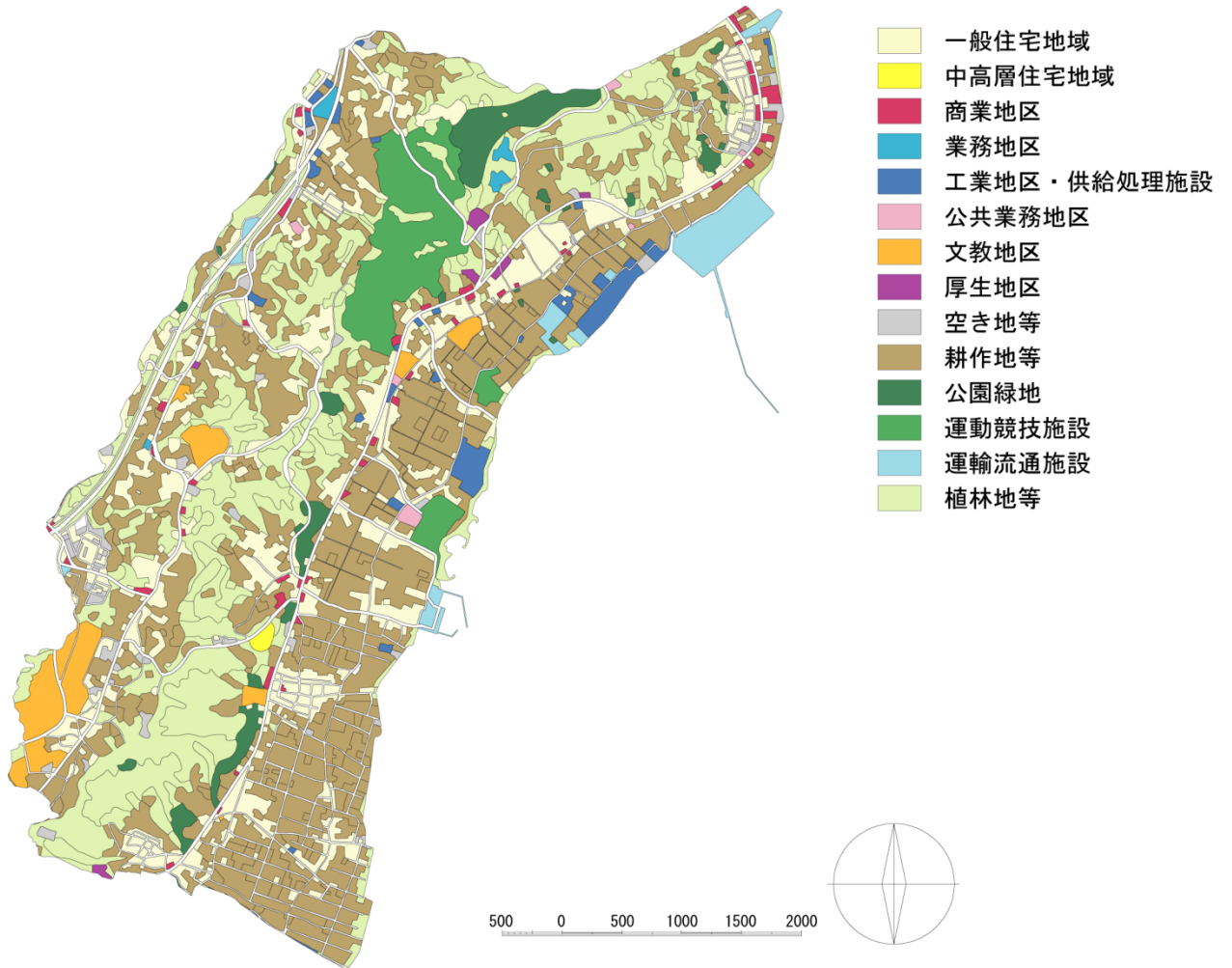


図 中城村土地利用現況

資料) 土地利用現況図 (沖縄県企画部土地対策課 平成 21 年)

## 第4節 災害の想定

本計画は、中城村の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、県内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

### 1 風水害

#### (1) 台風

##### ア 昭和32年台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s (那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s (那覇)
降水量	70.7mm (那覇、25～26日)
死傷者・行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

##### イ 第2宮古島台風 (昭和41年台風第18号 コラ)

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s (宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s (宮古島)
降水量	297.4mm (宮古島、3～6日)
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

##### ウ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s (宮古島)
最大瞬間風速	74.1m/s (宮古島)
降水量	470.0mm (宮古島、9～12日)
死傷者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)

#### (2) 地すべり

発生年月日	平成18年6月10日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm (5/1～6/9) 集中降雨量 88mm (6/10)
地すべりの規模	平均高さ30m (最大42m)、長さ約335m 移動土量 約34万m <sup>3</sup> 、地すべり面積 5万6千m <sup>2</sup> 地すべり幅 最大260m
人的被害	なし
道路損壊	県道35号線延長140m、村道坂田線延長100m

#### (3) 高潮 (浸水想定)

沖縄県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧 (最低中心気圧 870hPa) を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

### 高潮浸水想定の概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

### 高潮被害による建築被害

市町村名	構造物あり		構造物なし	
	床上浸水	床下浸水	床上浸水	床下浸水
中城村	1,612	211	1,612	213

### 高潮の浸水域内人口（高潮被害を受ける人口数）

市町村名	構造物あり	構造物なし
中城村	5,270	5,252

### 高潮被害による道路被害想定結果

市町村名	構造物あり		構造物なし	
	被害延長 m	延長区間	被害延長 m	延長区間
中城村	36.9	223	36.9	223

### 高潮被害によるライフライン被害想定結果

市町村名	構造物あり					構造物なし				
	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話
中城村	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0

#### (4) 土砂災害（危険箇所・区域）

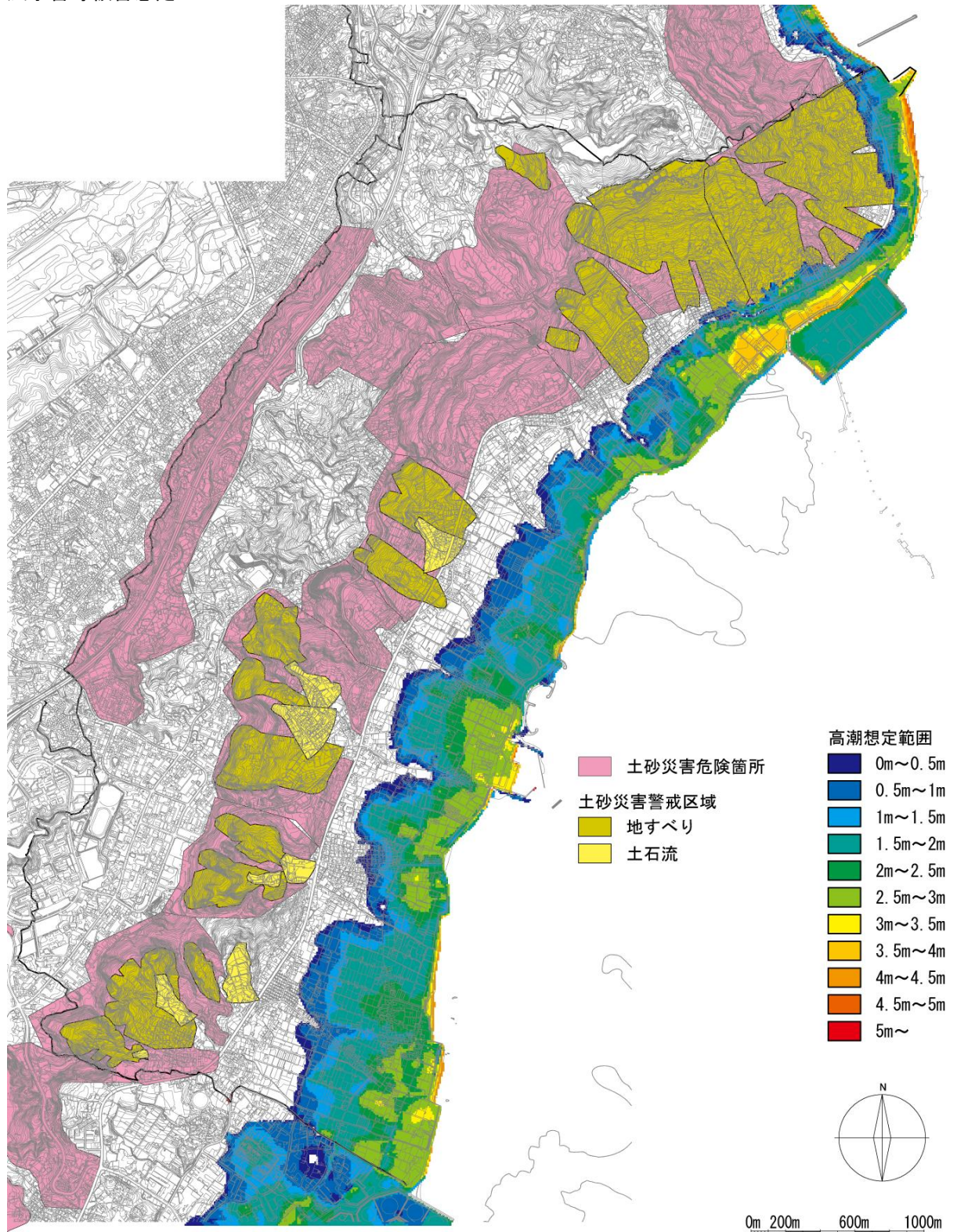
中城村には、がけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が 26 箇所存在する。これらの土砂災害を想定し、以下の危険箇所・区域を設定した。

### 村内の土砂災害危険箇所・区域設置状況

種 別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所 (令和 5 年)	9	11	10	30
土砂災害警戒区域 (令和 2 年)	10	8	9	27

(注) 土砂災害警戒区域は今後土砂災害危険箇所以上になる見込みである。

風水害等被害想定



## 2 地震及び津波の被害想定

本計画においては、沖縄県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等をまとめた「沖縄県地震被害想定調査」（平成 21 年度）及び、沖縄県における最大クラスの地震・津波を想定した「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

### (1) 想定地震「沖縄県地震被害想定調査」（平成 21 年度）

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 13 の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度は 5 つの内陸型地震すべてにおいて 6 強で、海溝型は沖縄本島北方沖が 5 強、石垣島東方沖と与那国島南方沖が 6 強となり、その他は 6 弱と予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震 (モデル名)	タイプ	マグニ チュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備 考
沖縄本島南西沖 (H9RF)	海溝型	7.8	平成 8 年度地震被害想定調査の想定「沖縄本島南西沖」と震度分布が近似し、津波被害も発生(6 弱)	平成 18・19 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より
久米島南東沖 (C02E)	海溝型	7.8	座間味島・渡嘉敷島において震度が強い(6 弱)	
久米島北方沖 (B04E)	海溝型	7.8	久米島・粟国島・渡名喜島・伊江島において震度が強い(6 弱)	
沖縄本島北方沖 (C01W)	海溝型	7.8	伊平屋島・伊是名島・沖縄本島北部において震度が強い(5 強)	
宮古島東方沖 (C04W)	海溝型	7.8	宮古島・池間島・大神島において震度が強い(6 弱)	
石垣島東方沖 (NM11)	海溝型	7.8	石垣島・宮古島・西表島・多良間島において震度が強い(6 強)	
石垣島南方沖 1 (IM00)	海溝型	7.7	石垣島・西表島・竹富島・小浜島・波照間島において震度が強い(6 弱)	
与那国島南方沖 (GYAK)	海溝型	7.8	与那国島において震度が強い(6 強)	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い(6 強)	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い(6 強)	平成 21 年度に新規設定
石川一具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い(6 強)	
沖縄本島直下プレート内	内陸型	7.8	沖縄本島全域において震度が強い(6 強)	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い(6 強)	

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害及び津波被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定した。

ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻（11～13時及び17～19時）を選定

イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯

ウ ライフライン（電力、通信施設等）の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方



## (3) 予測結果 (中城村)

想定地震	建築被害棟数				出火・延焼被害		人的被害						ライフライン				
	地震動・液状化		津波		出火 件数	消失 件数	建築被害・火災等			津波			断水 人口 (人)	ガス 停止 (戸)	停電 戸数 (戸)	電 話 支障	
	全壊	半壊	全壊	半壊			死者	負傷者		避 難 者数	死者	負傷者					
					重傷	軽傷		重傷	軽傷								
沖縄本島南西沖 (H9RF)	114	237	0	2	1	1	3	18	357	1,050	2	1	4	15,830	0	848	221
久米島南東沖 (C02E)	26	46	0	0	0	0	1	6	128	215	0	0	0	1,044	0	483	60
久米島北方沖 (B04E)	26	45	0	0	0	0	1	6	127	212	0	0	0	1,044	0	483	60
沖縄本島北方沖 (C01W)	26	37	0	0	0	0	1	6	120	187	0	0	0	0	0	483	60
宮古島東方沖 (C04W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石垣島東方沖 (NM11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石垣島南方沖 1 (IM00)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与那国島南方沖 (GYAK)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄本島南部断層系	147	342	-	-	1	1	4	23	439	1,471	-	-	-	15,922	0	1,062	421
伊祖断層	223	526	-	-	2	2	6	30	582	2,316	-	-	-	15,926	69	1,216	622
石川一具志川断層系	116	244	-	-	1	1	3	19	364	1,076	-	-	-	15,837	0	877	241
沖縄本島直下プレート内	426	817	-	-	3	3	11	43	831	3,785	-	-	-	15,942	69	1,490	1,103
宮古島断層	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、沖縄県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

3 津波の浸水想定「沖縄県地震被害想定調査」（平成 21 年度）

沖縄県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）に基づき概要を以下にまとめる。

調査は、沖縄県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

津波被害による建築被害

市町村名	構造物あり				構造物なし			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
中城村	0	2	89	71	1	2	91	83

津波被害による死者数

市町村名	構造物あり				構造物なし			
	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼
中城村	1	5	2	6	2	5	2	6

津波被害による負傷者数

市町村名	構造物あり				構造物なし			
	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼
中城村	1	3	4	9	1	3	4	10

津波被害による道路被害想定結果

市町村名	構造物あり		構造物なし	
	被害延長 m	延長区間	被害延長 m	延長区間
中城村	5.0	27	5.3	29

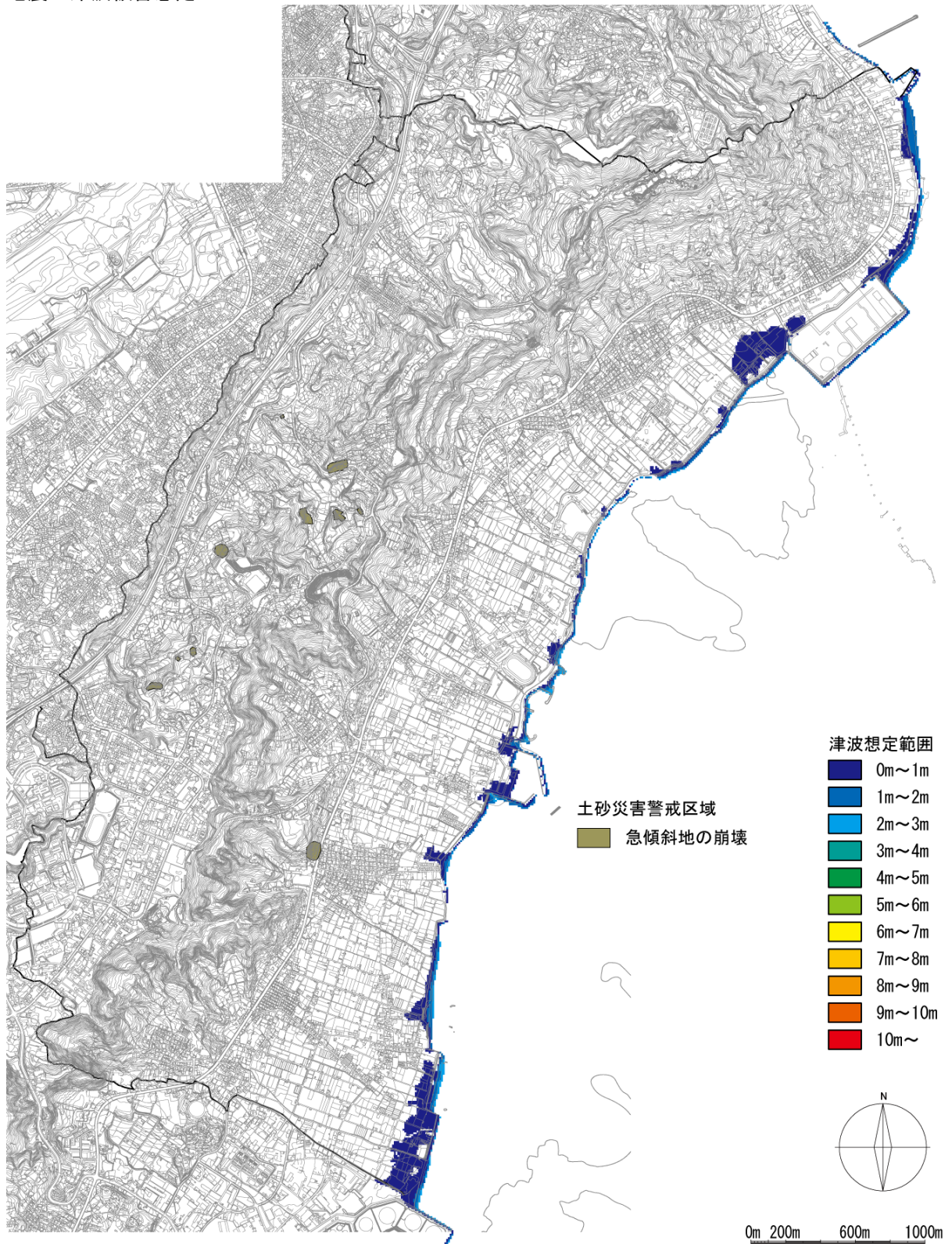
津波被害によるライフライン被害想定結果

市町村名	構造物あり					構造物なし				
	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話
中城村	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0

津波浸水想定モデル一覧

波源位置 (モデル名)	断層モデル (深さ、長さ、幅、傾斜角、すべり量)	対象地域
沖縄本島南東沖 (D01W)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	本島沿岸域
沖縄本島南西沖 (H9RF)	逆断層 (10000m、 80km、 40km、 30° 、 4m)	
久米島南東沖 (C02)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
久米島北方沖 (B04)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
沖縄本島北方沖 (C01)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
宮古島東方沖 (C04W)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	宮古・八重山 諸島沿岸域
宮古島南東沖 (D06N)	正断層 (10000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
宮古島西方沖 (C05E)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
石垣島東方沖 1 (C06W)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
石垣島東方沖 2 (NM11)	正断層 ( 300m、 60km、 30km、 70° 、 20m)	
石垣島南方沖 (IM00)	逆断層 ( 1000m、 40km、 20km、 70° 、 20m)	
	地すべり ( 0m、 15km、 10km、 70° 、 90m)	
石垣島北西沖 (A03N)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
与那国島北方沖 (A01N)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
与那国島南方沖 (GYAK)	逆断層 ( 2000m、 100km、 50km、 30° 、 5m)	

地震・津波被害想定



#### 4 最大タイプの津波の浸水想定（平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査より）

##### ア 想定断層について

南西諸島海溝（琉球海溝）側、沖縄トラフ側ならびに 1771 年の八重山地震の震源として想定した断層等、計 15 断層を設定した。設定した想定断層の位置図および諸元を以下に示す。

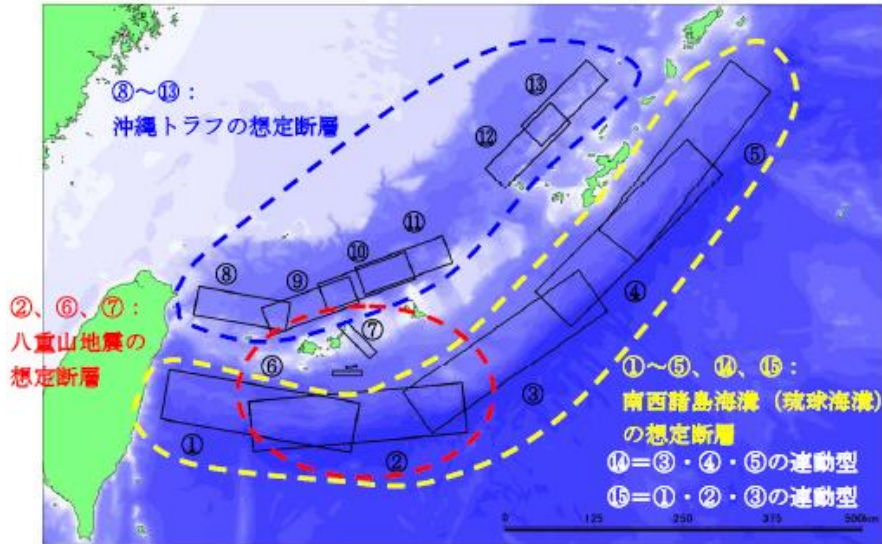


図 想定断層位置図

表 想定断層諸元一覧

No.	断層名		断層長さ (m)	断層幅 (m)	すべり量 (m)	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270000	70000	20	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300000	70000	20	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300000	70000	20	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300000	70000	20	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300000	70000	20	8.8
⑥	石垣島南方沖地震(※2)		40000	20000	20	7.8
			15000	10000	90	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)		60000	30000	20	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130000	40000	8	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240000	70000	20	9.0
			170000	70000	20	
			260000	70000	20	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200000	70000	20	9.0
			175000	70000	20	
			300000	70000	20	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示している。

※2②⑥⑦については 1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

※3⑥下段の各パラメータは地すべりを再現したパラメータであるためマグニチュードで示すことはできない。

イ 想定断層の選定

地域別に最も影響の大きい断層(震源)を設定するために、本島並びに八重山周辺を 12 地域に区分し、50m メッシュ地形データを用いて襲来津波の概略計算を行った。

概略計算結果をもとにし、詳細計算(人口密集地などでは 10m メッシュ)で対象とする想定断層(震源)を以下に示すとおり地域毎に 2~4 断層選定した。



ウ 計算条件

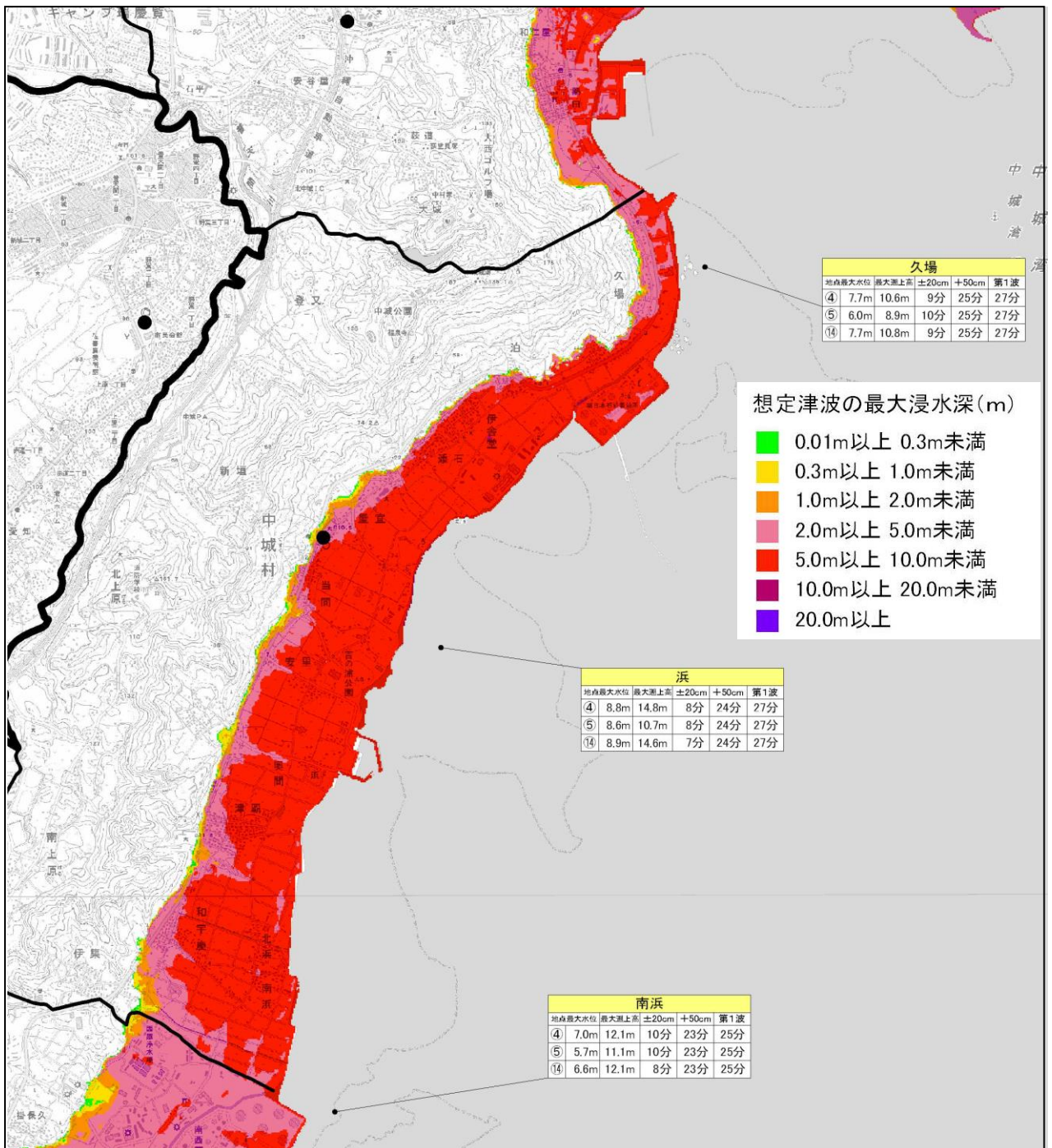
詳細計算の計算条件を以下に示す。

表 詳細計算の計算条件

項目	計算条件
計算手法	2次元差分法による数値計算 ・最も沖側領域の領域は線形長波理論式 ・上記以外の領域は比線形長波理論式
計算高氏間隔	900m、300m、100m、50m、10m
計算時間	全域 3 時間
潮位条件	沖縄本島沿岸域 ・朔望平均満潮位 (=EL+0.8m) 宮古・八重山諸島沿岸域 ・朔望平均満潮位 (=EL+0.9m)
Manning の粗度係数 n	市街地高密度 (建物占有面積 50%以上) : 0.08 中密度 (同 20~50%) : 0.06 低密度 (同 20%未満) : 0.04 田畑 : 0.02      森林 : 0.03      水面 : 0.025
対象地形	地盤変動後の地形 (ただし、隆起域については変動を考慮しない)
対象施設	・海岸保全施設 (沖合波浪制御構造物、水際線施設、最終防潮ライン施設 (防潮扉、防潮水門)) ・河川管理施設 (河川堤防、防潮扉、防潮水門)
施設条件設定	施設あり、施設なし 2パターン

市町村名	No.	代表地点	最大遡上高 (m)	影響開始時間 ± 20 c m (分)	影響開始時間 ± 50 c m (分)	津波到達時間 (分)	備考
うるま市 (勝連)		平敷屋	16.6	10	18	20	
うるま市 (与那城)		池味	22.4	4	12	16	
		勝連浜	16.9	12	19	20	
		兼久	22.7	10	16	19	
うるま市 (勝連)		トマイ浜	9.3	9	14	17	
沖縄市		海邦町	8.4	11	28	29	
北中城村		熱田	11.1	10	26	31	
中城村	21	久場	10.8	9	25	27	
	22	浜	14.8	7	24	27	
	23	南浜	12.1	8	23	25	
与那原町		与那原	10.9	11	26	29	

地震・津波被害想定（最大級）



※最大級の津波の想定では、主に沿岸部において、5.0m 以上 10m 未満の高さの津波（赤色）が押し寄せることが想定されている。



## 5 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波の想定

### (1) 津波の想定

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791 年の地震の再現モデル。

### < 中城村における津波到達時間等 >

代表地点	代表地点	最大遡上高 (m)	影響開始時間 ± 20 c m (分)	影響開始時間 ± 50 c m (分)	津波到達時間 (分)	備考
中城村	久場	8.8	21	27	29	
	浜	8.8	22	27	28	
	南浜	9.1	21	25	27	

(2) 津波災害警戒区域

平成 29 年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域法」という。）に基づき県内 39 市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。

本村においては、最大クラスの津波（津波防災地域法に基づく設定）である平成 26 年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。それに伴い、村は、津波防災地域法に基づき以下の対策を講じる。

ア 防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。

イ 津波災害警戒区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を村防災計画に定める。

また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

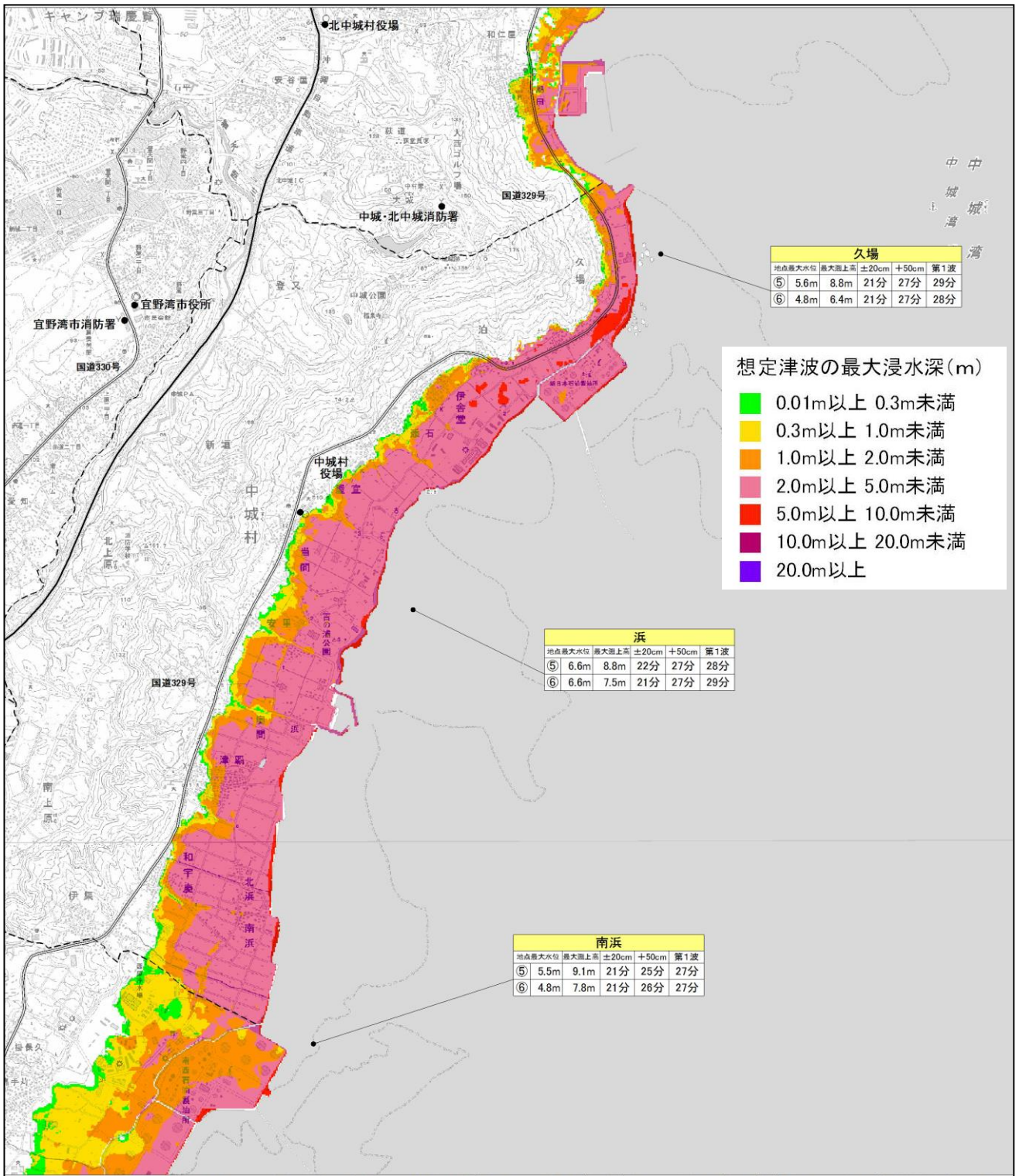
ウ 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

【避難促進施設とは】

津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設である。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）</li><li>2 津波防災地域法施行令第 19 条に基づく次に掲げる施設<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設</li><li>(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）</li><li>(3) 病院、診療所及び助産所</li></ol></li></ol> |
|---|

<津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定の津波の浸水想定区域>



※津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定での津波浸水想定では、主に沿岸部において、2.0m以上5m未満の高さ（桃色）の津波が押し寄せることが想定されている。

## 第5節 防災関連機関の処理すべき業務の大綱

本村の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

### 1 中城村

- (1) 中城村防災会議及び中城村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

### 2 中城北中城消防本部

- (1) 消防、水防その他応急措置に関すること
- (2) 救助、救急活動及び避難の誘導に関すること
- (3) 住民への予報等の伝達に関すること
- (4) 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること

### 3 県・出先機関

- (1) 沖縄県
  - ア 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
  - イ 県防災に関する広報・教育・訓練の実施
  - ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備

- エ 防災に関する施設及び設備の整備
  - オ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
  - カ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
  - キ 水防、消防、救助その他の応急措置
  - ク 災害時の保健衛生及び文教対策
  - ケ 災害時における交通輸送の確保
  - コ 災害廃棄物の処理に関する調整及び事務に関すること
  - サ 被災施設の災害復旧
  - シ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
  - ス 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
  - セ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
  - ソ その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
- (2) 県立中部病院
- ア 災害時における医療、助産及び看護活動に関すること
- (3) 中部土木事務所
- ア 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設、急傾斜地、地すべり地帯等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導に関すること
- (4) 中部農林土木事務所
- ア 所管に係る施設（道路、農地、用排水、農業用ダム、海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導に関する復旧対策並びにこれらの指導に関すること
- (5) 中部農業改良普及センター
- ア 農作物の災害応急対策及び指導に関すること
  - イ 村が行う被害調査及び応急対策への協力に関すること
  - ウ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導に関すること
  - エ その他所管業務についての防災対策に関すること
- (6) 中部保健所
- ア 災害時における管内保健衛生対策及び指導に関すること
- (7) 企業局 北谷浄水管理事務所 石川浄水管理事務所
- ア 災害時における給水の確保に関すること
  - イ 所管水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること
- (8) 宜野湾警察署
- ア 災害警備計画に関すること

- イ 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ウ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること
- エ 交通規制・交通管制に関すること
- オ 遺体の見分・検視に関すること
- カ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること
- (9) 南部林業事務所
  - ア 保安林の維持管理及び育成事業に関すること
  - イ 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導に関すること
  - ウ その他所管業務についての防災対策に関すること

#### 4 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
  - ア 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること
  - イ 災害時における他管区警察局との連携に関すること
  - ウ 管内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること
  - エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
  - オ 災害時における警察通信の運用に関すること
  - カ 津波警報等の伝達に関すること
- (2) 沖縄総合事務局
  - ア 総務部
    - (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
    - (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること
  - イ 財務部
    - (ア) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
    - (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請に関すること
    - (ウ) 公共土木等被災施設の査定の上会に関すること
    - (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定に関すること
  - ウ 農林水産部
    - (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告に関すること
    - (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策に関すること
    - (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策に関すること
    - (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策に関すること
  - エ 経済産業部
    - (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策に関すること
    - (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること

オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策に関すること
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策に関すること
- (ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策に関すること
- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導及び支援に関すること
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査に関すること

カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策に関すること
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請に関すること
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整に関すること

(3) 九州厚生局沖縄分室

- ア 災害状況の情報収集、通報に関すること
- イ 関係職員の現地派遣に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること

(4) 沖縄森林管理署

- ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備に関すること
- イ 災害復旧用材の需給対策に関すること
- ウ 有林における災害復旧に関すること
- エ 林野火災防止対策に関すること

(5) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整に関すること
- イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること
- ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整に関すること
- エ 日米地位協定等に基づく損害賠償に関すること
- オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等に関すること

(6) 那覇産業保安監督事務所

- ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱山の防止対策に関すること
- イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保に関すること

(7) 那覇空港事務所

- ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する

消火及び救助に関すること

イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること

ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整に関すること

(8) 第十一管区海上保安本部

ア 警報等の伝達に関すること

イ 情報の収集に関すること

ウ 海難救助等に関すること

エ 緊急輸送に関すること

オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること

カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること

キ 流出油等の防除に関すること

ク 海上交通安全の確保に関すること

ケ 警戒区域の設定に関すること

コ 治安の維持に関すること

サ 危険物の保安措置に関すること

(9) 沖縄気象台

ア 気象、地象、地震動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

(10) 沖縄総合通信事務所

ア 非常の場合の電気通信の監理に関すること（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など。）

イ 災害時における非常通信の確保に関すること

ウ 災害対策用移動通信機器の貸出に関すること

エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整に関すること

(11) 沖縄労働局

ア 災害時における労働災害防止対策に関すること

イ 災害時に関連した失業者の雇用対策に関すること

(12) 九州地方環境事務所・沖縄奄美自然環境事務所

ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること

イ 環境監視体制の支援に関すること

ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること



(13) 国土地理院沖縄支所

- ア 地殻変動の監視に関すること
- イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

5 自衛隊

- ア 災害派遣の準備に関すること
- イ 災害派遣の実施に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)

- ア 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること

(2) NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)

- ア 移動通信施設の保全と重要通信の確保に関すること

(3) 日本銀行(那覇支店)

- ア 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資すること

(4) 日本赤十字社沖縄県支部

- ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること
- イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること
- ウ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること
- エ 災害時における血液製剤の供給に関すること

(5) 日本放送協会(沖縄放送局)

- ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること

(6) 沖縄電力(株)

- ア 電力施設の整備及び防災管理に関すること
- イ 災害時における電力供給確保に関すること

(7) 西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)

- ア 同社管理道路の防災管理に関すること
- イ 被災道路の復旧に関すること

- (8) 日本郵便（株）沖縄支社（各郵便局）
  - ア 災害時における郵政事業運営の確保に関する事
  - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いに関する事
  - ウ 災害時における窓口業務の確保に関する事

## 7 指定地方公共機関

- (1) （一社）沖縄県医師会（中部地区医師会）
  - ア 災害時における医療及び助産の実施に関する事
- (2) （公社）沖縄県看護協会
  - ア 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力に関する事
- (3) （一社）沖縄県バス協会
  - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整に関する事
  - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整に関する事
- (4) 琉球海運（株）
  - ア 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関する事
- (5) 日本トランスオーシャン航空（株）
  - ア 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保に関する事
- (6) 沖縄都市モノレール（株）
  - ア 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策に関する事
- (7) （一社）沖縄県高圧ガス保安協会
  - ア 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援に関する事
- (8) （一社）沖縄県婦人連合会
  - ア 災害時における女性の福祉の増進に関する事
- (9) 沖縄セルラー電話（株）
  - ア 災害時における女性の福祉の増進に関する事
- (10) （一社）沖縄県薬剤師会
  - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事
- (11) （社福）沖縄県社会福祉協議会
  - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び村災害ボランティアセンターの支援に関する事
  - イ 生活福祉資金の貸付に関する事
  - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関する事

- (12) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
  - ア 観光危機への対応に関すること
  - イ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
- (13) (公社)沖縄県トラック協会
  - ア 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること
- (14) 沖縄テレビ放送(株)
  - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること
- (15) 琉球放送(株)
  - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること
- (16) 琉球朝日放送(株)
  - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること
- (17) (株)ラジオ沖縄
  - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること
- (18) (株)エフエム沖縄
  - ア 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること
- (19) (一社)沖縄県歯科医師会
  - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 中城村社会福祉協議会
  - ア 村災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
  - イ 生活福祉資金の貸付に関すること
  - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること
- (2) (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団
  - ア 外国人に関する情報提供等の協力に関すること
- (3) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
  - ア 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
- (4) (公社)沖縄県獣医師会
  - ア 災害時の動物の医療保護活動に関すること

- (5) (一社)沖縄県建設業協会
  - ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。
  - イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事
- (6) 沖縄県土地改良事業団体連合会
  - ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関する事
  - イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事
- (7) 沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、沖縄県森林組合連合会
  - ア 農林漁業関係者の安全の確保に関する事
  - イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
  - ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関する事
  - エ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関する事
  - オ 被災農林漁業者の再建支援に関する事
- (8) 中城村商工会
  - ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
  - イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事
  - ウ 災害時における物価安定についての協力に関する事
- (9) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
  - ア 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事
- (10) (公財)沖縄県交通安全協会連合会
  - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事
  - イ 被災地及び避難場所の警戒に関する事
  - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事
- (11) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
  - ア 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事
- (12) (一社)沖縄県産業廃棄物協会
  - ア 災害廃棄物処理についての協力に関する事
- (13) (公社)沖縄県環境整備協会
  - ア 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する事
- (14) 上下水道指定工事店
  - ア 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事

- (15) 危険物等取扱事業者
  - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること
  - イ 災害時における石油等の供給に関すること
- (16) 社会福祉施設管理者
  - ア 社会福祉施設の入所者及び通所者の安全の確保に関すること
- (17) 病院管理者
  - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること
  - イ 被災傷病者の救護に関すること
- (18) 中城村自治会長会
  - ア 災害時における地域住民の状況把握と災害対策本部への協力に関すること

## 第6節 村民等の責務

村民及び村内の各字の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

### 1 村民

- (1) 防災・減災の知識習得
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 備蓄した施設の崩壊を考慮し、避難所へ飲料水、食料及び生活用品等の持参
- (5) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (6) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (7) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (8) 災害廃棄物の分別
- (9) その他自ら災害に備えるために必要な行動

### 2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

### 3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導

- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に係る事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

## 第2章 基本方針

### 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

#### 1 想定の方

##### (1) 想定災害

###### ア 地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定し、沖縄県における地域防災計画の考え方を以下に示すものとする。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の13ページ「2 地震及び津波の被害想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震津波などがあげられ、第1章の19ページからの「4 最大タイプの津波の浸水想定」に示す津波である。なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

###### イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の災害を想定していく必要がある。

##### (2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意



する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

## 2 防災計画の考え方

村は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性をふまえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

### (1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。津波の場合はレベル2に相当する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、村民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。津波の場合はレベル1が相当する。

### (2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

県、村及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 村は、様々な災害リスクが存在し、災害に対して脆弱な都市構造となっている。村では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、要配慮者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

本村は琉球大学や世界遺産の中城城跡が存在することから、災害の発生時に、留学生等の外国人や観光客にも十分配慮することが必要である。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が懸念される。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、災害時に限定せずに、一般に特に配慮を要する者であり、具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人などをいう。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画を策定し、国・県及び隣接市町村をはじめ姉妹都市を含めた県内外の関係機関等の連携体制を強化していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事態が考えられることから、発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的な対応ができるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

## 第2節 中城村における防災対策の基本理念及び施策の概要

本村は、海岸部は液状化・津波・高潮、急傾斜地は地すべり等、村の広範な範囲で様々な災害が懸念されている。そのため、災害から村民の生命と財産を守るため、村全体が一体となった防災体制を総合的に構築し、「災害に強く、安心して暮らせる村」を目指すものとする。

### 1 自助・共助・公助の連携

災害を軽減するためには、「自助・共助・公助」が重要であるといわれている。「自助」は自分（家族も含む）の命は自分で守ること、「共助」は隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」は個人や地域の取組みに対しての行政等の支援や、「自助・共助」では対応が困難な取組みを行うことである。

本村では地域防災力の向上を目指し、「自助・共助・公助」それぞれが防災力を高め、連携した防災体制の構築を推進する必要がある。

### 2 防災施設の整備

災害に対して強い村を実現するためには、大雨時の地すべり対策や低地での冠水、さらには津波・高潮に対して、ハード・ソフト一体となり、災害に強い村を構築することが必要である。

そのため、村役場や学校をはじめとする公共施設等の防災拠点の安全性の確保、地すべり対策、冠水対策、避難路の確保、ライフライン機能の耐震化・多重化・多元化等の整備を推進する。

### 3 国・県・隣接市町村及び姉妹都市等との連携

本計画の運用においては、村の脆弱な財政や体制を鑑みると、村の防災対応だけでは対応が困難な事項が多い。このような現状をふまえ、村は国・県及び隣接市町村等と連携強化を図り、村に必要な防災対策を効果的に展開するものとする。

また、沖縄県全体が被災したこともふまえ、姉妹都市として交流している都市をはじめ、県外との防災協力体制の強化を図るものとする。

### 4 災害時に機能する防災計画の運用

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、実際の災害に機能し地域の実態にあった計画となるよう、継続的に見直しを続けていく必要がある。

- (1) 村は地域防災計画を、果たすべき役割、地域の実態をふまえて修正する必要がある。
- (2) 村が地域防災計画を見直すにあたっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘

案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。

- (3) 村は、本防災計画を効果的に推進するため、村内外の関連機関と連携を図り、以下の対策を推進する。

ア 実施計画、職員行動マニュアル及び業務継続計画等の地域防災に対応した具体的な計画の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 防災計画、実施計画、職員行動マニュアル及び業務継続計画等の定期的な点検

- (4) 地域の防災力を高めるためには、地域住民と一体となった取組みが必要不可欠である。そのため村は、防災計画及び実施計画等に基づいた、村民への防災に関連する普及啓発、地域の防災訓練や自主防災組織の構築等に向けた取組みを推進する。

### 【段階ごとの防災対策の取り組みの方向】

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において本村をはじめ、国や県、公共機関、事業者及び村民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及び施策の概要は以下の通りである。

#### 1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

##### (1) 基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

##### (2) 施策の概要

ア 災害に強いむらづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ 村民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整

備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による村民の防災活動環境の整備等

- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

### (1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### (2) 施策の概要

- ア 災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等

による住民等からの問い合わせへの対応

- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所  
の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び  
二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実  
施
- コ ボランティア、義援物資・義援金等の支援の適切な受入れ

### 3 適切かつ速やかな復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

#### (1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

#### (2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

### 4 その他

近隣市町村や県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、村民同士及び村民と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 本村の特性等を考慮した重要事項

中城村の特徴として、地形は大別して平坦部、斜面部、台地部の三つで形成されており、海側から国道 329 号までは比較的平坦であるが、国道 329 号から西側には、標高 120m 以上、比高 100m 以上の斜面が連続し、中城湾に面した東側斜面の大半が地すべり危険箇所とされている。一方、沿岸部においては、最大級の津波により国道 329 号周辺（一部は超える）まで浸水することが想定されるなど、防災上厳しい環境となっており、ソフト・ハード両面での防災対策の推進が必要となっています。

このような、本村の状況から、以下のことを重要事項として設定します。

#### 1 沿岸部における津波対策の充実と斜面地における土砂災害等への対策の推進

本村の沿岸部については、大規模な津波による浸水想定区域となっており、少なくとも海拔 5 m 以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるよう、避難路の整備をはじめ、防災訓練の実施による避難対策など、ソフト・ハード両面での津波避難対策を村内全域で進めていくものとする。

また、土砂災害への対策については、村民の暮らしを守るため、土砂災害警戒区域の指定の推進及び住民等への周知をはじめ、土砂災害を想定した避難訓練の実施や定期巡回による警戒体制の構築などの対策を推進していくものとする。

#### 2 地域防災力の向上に資する防災体制の充実・強化

本村では、21 自治会のうち、自主防災組織の設立は、全自治会の約 3 分の 1 にあたる 8 団体（令和 6 年 3 月時点）となっている。大規模災害が発生した場合においては、地域における防災意識の向上と対応力が重要となることから、防災に関する情報提供の充実をはじめ、防災講演会、多様な参加者による防災訓練の実施などによる村民の防災意識の向上に取り組むとともに、自主防災組織の設立推進を図るなど地域防災力の強化を図っていくものとする。

#### 3 近隣市町村をはじめ、民間事業者との連携強化

大規模災害が発生した場合、道路が寸断されるなど、外部からの救援が到着するまで時間を要することが想定されることから、広域的な避難などに関する近隣市町村との連携をはじめ、物資の提供や福祉避難所などの設置推進に向けた民間事業者との協定締結の推進など、関係機関との防災ネットワークの構築に取り組んでいく。

## 第4節 地域防災計画の見直しと推進

### (1) 地域防災計画の見直し

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について修正しようとする場合は、毎年12月末日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を中城村防災会議（総務課）に提出するものとする。

### (2) 防災計画の効果的な推進

これら防災計画を効果的に推進するため、他部署または関係機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

- ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
- イ 本計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- ウ 本村の他の計画（総合計画、まちづくり計画、福祉関係計画、施設整備計画等）の防災の観点からのチェック

### (3) 地域防災計画の推進

この計画は、中城村の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、村民に周知徹底するように努めるものとする。



## 第3章 災害予防計画

### 第1節 災害予防計画の基本方針等

#### 第1款 災害予防計画の基本的な考え方

災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いむらづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の4つを基本に、その他の個別事項に区分する。

#### 第2款 災害予防計画の推進

##### 1 減災目標

村は、地震・津波の被害想定調査結果等を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

##### 2 緊急防災事業の適用

災害に対し、県内でも脆弱な地域であることをふまえて、国・県等の防災事業を積極的に活用・連携し、村の防災対策を強力に推進する。

###### (1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、県が策定する地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等の防災事業と連携し、村内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

整備すべき施設は、以下のとおりである。

- 避難地 ○避難路 ○消防用施設 ○消防活動用道路 ○緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等 ○医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、公的建造物等
- 津波避難確保のための海岸保全施設及び河川管理施設 ○砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- 地域防災拠点施設 ○防災行政無線施設・設備 ○飲料水確保施設、電源確保施設等
- 非常用食料、救助用資機材等の備蓄倉庫 ○負傷者を一時的に収容する施設、設備（急救護設備）、資機材等
- 地震防災対策上必要と認められる老朽住宅密集市街地
- その他

## (2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いむらづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

## 3 防災研究の活用と連携

村の防災対策を効果的、効率的に進めるため、村域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握した成果の活用を図る。

### (1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策等の成果を活用していく。また、工学的分野のほか、災害時の村民等の行動形態や情報伝達等に関する社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究成果を活用、今後の防災対策に反映していく。災害時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、住民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### (2) 調査研究体制の確保

県内の大学や研究機関等と連携して、村内の防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。また、調査研究の成果については 防災関係者 に速やかに提供していく。

なお、庁内の検討体制としては、総務課をはじめ、まちづくりに関連する企画課、都市建設課、要配慮者に関連する福祉課などを中心として必要に応じて他課を加える形で分野横断的な体制づくりを検討・確保するものとする。

## 第2節 災害に強いむらづくり

### 第1款 防災対策に係る土地利用の推進

#### 1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

村は、災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進する。基本的な方針は、以下のとおりである。

#### 2 防災的土地利用の推進

地震被害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

##### (1) 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による、防災活動拠点としての機能を有する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

##### (2) 市街地の再開発

市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路（無電柱化なども検討）を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設の整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市機能の強化を図る。下記に対象施設を示す。

[主な対象施設]

- ・ 県営中城公園 護佐丸歴史資料図書館
- ・ 南上原土地区画整理事業地区内の緊急災害時避難広場

[主な避難経路]

- ・ 久場地区災害対策避難路 屋宜及び当間地内災害対策避難路
- ・ 津覇地内災害対策避難路(その1) 津覇地内災害対策避難路(その2)

##### (3) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整、指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

## 第2款 都市基盤の整備

### 1 都市基盤施設の防災対策の基本方針

道路、公園、河川、港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

### 2 都市の防災構造化に関する事業の実施

#### ア 都市基盤施設の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難地域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

#### イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を促進する。

#### ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

#### エ 共同溝等の整備

ライフライン施設は村民生活の根幹をなすものであり、地震による被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公共物を収容するための共同溝等の整備を推進する。

#### オ 防災拠点の確保

災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災活動拠点を確保する。

### 3 火災に強いむらの形成

#### (1) 建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。

#### (2) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保す

ることにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

(3) その他の地震火災防止事業

耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救助活動の円滑な活動の実施を図ることとする。

#### 4 津波に強いむらの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点をふまえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのむらづくりを進める。

このため、臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、概ね 5 分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

(4) 村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係各課連携による計画作成や、むらづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

(7) 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

(8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用に

よる確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いむらの形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (9) 公共施設や要配慮者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(漁港、臨時ヘリポート)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3款 地盤・土木施設等の対策及び災害危険区域の指定等

#### 1 地盤災害防止事業

地震による液状化現象等の地盤災害を念頭にした市街地開発等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- (1) 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で、液状化の予想されるところの施設については、所要の対策を実施し、構築物の補強対策を実施する。
- (2) 今後の新規開発事業等については地盤改良を徹底する。
- (3) 将来発生するおそれのある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野であることから、その研究成果について積極的に村民や関係方面へ周知・広報する。
- (4) 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した建造物の液状化被害は少ないことから、法令順守の徹底を図る。

#### 2 治山事業

保安林の浸食防止及び強化、水源涵養機能の強化、山地災害危険地対策、生活環境保全林の整備強化等を国や県と協力して促進し、山地に起因する災害の未然防止を図る。

市町村名	土砂流出防備保 安林	土砂崩壊防備保 安林	塩害 防備 保安林	合計
中城村	1	1	5	7

### 3 治水事業

#### (1) 現況

位置的にも毎年襲来する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も増大しつつある。

#### (2) 浸水想定区域の指定と周知

##### ア 浸水想定区域内における施設の名称及び所在地の指定

村は、河川、海岸等の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡視するとともに、関係機関と連携し、危険箇所の改修等を計画的に実施する。浸水想定区域の指定があったときは、村防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は村防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

##### イ 住民への周知

村は、村防災計画において定められた避難判断水位情報等の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

##### ウ 水防法に基づくハザードマップ等の作成、配布

村は、水防法第 15 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

### 4 土砂災害予防計画

#### (1) 砂防計画

村は県に、土石流による危険溪流・区域等に対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を求め、県と調整を図りながら警戒避難体制の整備を推進するものとする。

また、警戒避難基準をはじめ、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について村民への周知を図るものとする。

## (2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

### ア 土砂災害警戒区域

村は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するに当たって、県に対して必要な情報提供を行う。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、村防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる。なお、警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

### イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」の指定を行い、また、当該区域は以下の措置等を行う。

村は、県に対して必要な情報提供を行う。

なお、特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられている。

- 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可（沖縄県）
- 建築基準法に基づく建築物の構造規制（建築主事又は指定検査機関）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告（沖縄県）
- 勧告による移転者への融資及び資金の確保（沖縄振興開発金融公庫）



ウ 土砂災害特別警戒区域等に基づくハザードマップ等の作成、配布

村は、土砂災害特別警戒区域等に基づき、ハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

エ 住民への情報伝達方法

土砂災害警戒情報や避難情報は、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、ホームページ、LINE、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により、関係住民に対し確実に伝達する。

## 5 道路施設整備事業

### (1) 道路施設の整備

災害時の道路機能を確保するため、道路管理者は、所管道路について危険箇所調査を実施し、補修対策工事を行う。

耐震点検調査に基づき対策が必要な橋梁については、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。本村が管理・整備を実施する防災上重要な路線は下記に示すものである。

<重要な路線として維持・管理>

- ・村道中城城跡線 ・村道ウフクビリ線 ・村道大瀬線 ・村道賀武道線
- ・村道奥間南上原線

<重要な路線として整備を検討する路線>

県道29号線が寸断された場合の迂回路として整備を検討

- ・村道新川線 ・村道南伸線

### (2) 緊急輸送道路ネットワーク

道路管理者は、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進（無電柱化の検討）するとともに、これらの交通拠点へのアクセス道路との間を多重かつ有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与するものとする。

## 6 港湾・漁港整備事業

港湾・漁港施設は海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能マヒを生じないよう耐震性強化岸壁、港湾緑地、背後道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

## 7 農地防災事業

地震時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

## 第4款 建築物・構造物等の対策

### 1 公共施設の耐震性確保

#### (1) 公共施設に関する事業の基本方針

学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物の耐震性を確保する。

#### (2) 公共施設に関する事業の実施

村は所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

なお、村及び県は所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

### 2 一般建築物の耐震性確保

#### (1) 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、宿泊施設等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から村民の生命の安全を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

#### (2) 一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設にあたっては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設し、講習会等を実施することにより、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上にむけた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。またがけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

### 3 ブロック塀対策

本村では、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するために以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

(2) 指導及び普及啓発

村は、県の関係機関に協力し、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

#### 4 文化財対策

村の文化財に対する災害予防対策は次によるものとする。

(1) 予防体制の確立

村教育委員会において所管の文化財に対する防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を図る。

(2) 防災意識の啓発

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災意識を啓発し、環境の整備等を図るよう勧奨する。

(3) 火気使用制限

文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

(4) 防災施設の整備

防災施設の必要な文化財は、補助事業等により防災施設の完備を図るとともに、県指定文化財及び未指定の文化財についても防災施設の設置を促進する。

(5) 職員の研修

文化財担当者は、県の主催する文化財担当職員講習を受講し、防災措置についての指導を受ける。

(6) 地震対策

地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

## 第5款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

### 1 上水道施設の災害予防

#### (1) 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

#### (2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

### 2 下水道施設災害予防計画

#### (1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び中城村は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

## (2) 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整える。

## (3) 災害時を想定したトイレ環境の確保

大規模災害時には、下水道施設被害により指定避難所や家庭内等において、トイレが使用できなくなることが想定されるため、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄や仮設トイレの設置を推進するとともに、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について計画し、指定緊急避難場所・指定避難所へのマンホールトイレの整備推進を図る。

## 3 高圧ガス施設災害の予防

村は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にして、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、L P ガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及等を推進する。

### (1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

### (2) 高圧ガス消費者における保安対策

（一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。また、消費者の保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

### (3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

### (4) 高圧ガス保安推進月間運動・活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

#### 4 電力施設災害の予防

「電気事業法」及び「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図る。

##### (1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国、県及び村が実施する防災訓練には積極的に参加する。

##### (2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。なお、以下のとおり施設毎に対策を講ずる。

##### <沖縄電力(株)の主な災害予防事業>

対策別	実施内容
①火力発電設備	機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、発電用火力設備に関する技術基準に基づいた設計を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
②送電設備	a 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 b 地中電線路 終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
③変電設備	機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

	建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
④配電設備	<p>a 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>b 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p>
⑤通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。①～⑥について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

## 5 通信施設災害の予防

村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

### (1) 村及び県における対策

対 策 別	実 施 内 容
① 災害用通信手段の確保	<p>(ア) 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用</li> <li>・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）</li> </ul> <p>(イ) 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携</li> <li>・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化</li> </ul> <p>(ウ) 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等</li> <li>・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策</li> </ul> <p>(エ) 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検</li> <li>・情報通信手段の管理及び運用体制の点検</li> <li>・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟</li> <li>・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練</li> <li>・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）</li> <li>・移動無線等の輻輳時の混信等の対策</li> </ul> <p>(オ) その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保</li> </ul>



(つづき)

対 策 別	実 施 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備</li> </ul>
<p>② 情報通信機器の充実</p>	<p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>○県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村端末局について、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて二重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。</li> <li>・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。</li> </ul> <p>○村は、防災行政無線、現行の通信システムの最新設備への更新等を推進する。</p>
<p>③ 通信設備等の不足時の備え</p>	<p>災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
<p>④ 停電時の備え及び平常時の備え</p>	<p>本村及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p>

(2) 各電気通信事業者による措置事項

対 策 別	実 施 内 容
a 電気通信設備等の予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。</li> <li>・ 予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。</li> </ul>
b 伝送路の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</li> </ul>
c 回線の非常措置計画	<p>＜災害発生時における通信確保の非常措置対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回線の設置切替え方法。</li> <li>・ 可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保。</li> <li>・ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。</li> <li>・ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出し携帯電話の確保。</li> <li>・ 可搬型基地局装置による電話回線確保。</li> </ul>

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

ア 通信手段の確保

本村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

本村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

6 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置</li> <li>(2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置</li> <li>(3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立</li> <li>(4) その他必要と認められる事項</li> </ul> |
|---|

## 7 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

### (1) 優先利用の手続き

村は、県又は関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

### (2) 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

## 第 6 款 不発弾等災害予防

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関との連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び村民に対し不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

### 1 不発弾の処理体制

#### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出する。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘察して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うもので、次の対策を講じた上で実施する。

① 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

② 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、村民を避難させる。

③ 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

## (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 発見者は、中城海上保安署へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
  - ① 村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規則、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
  - ② 危険範囲を定め、その地域へ船舶及び村民等の立ち入りを規制する。
  - ③ 村長を本部長とする現地対策本部を設置する。

## 2 関係機関の協力体制の確立

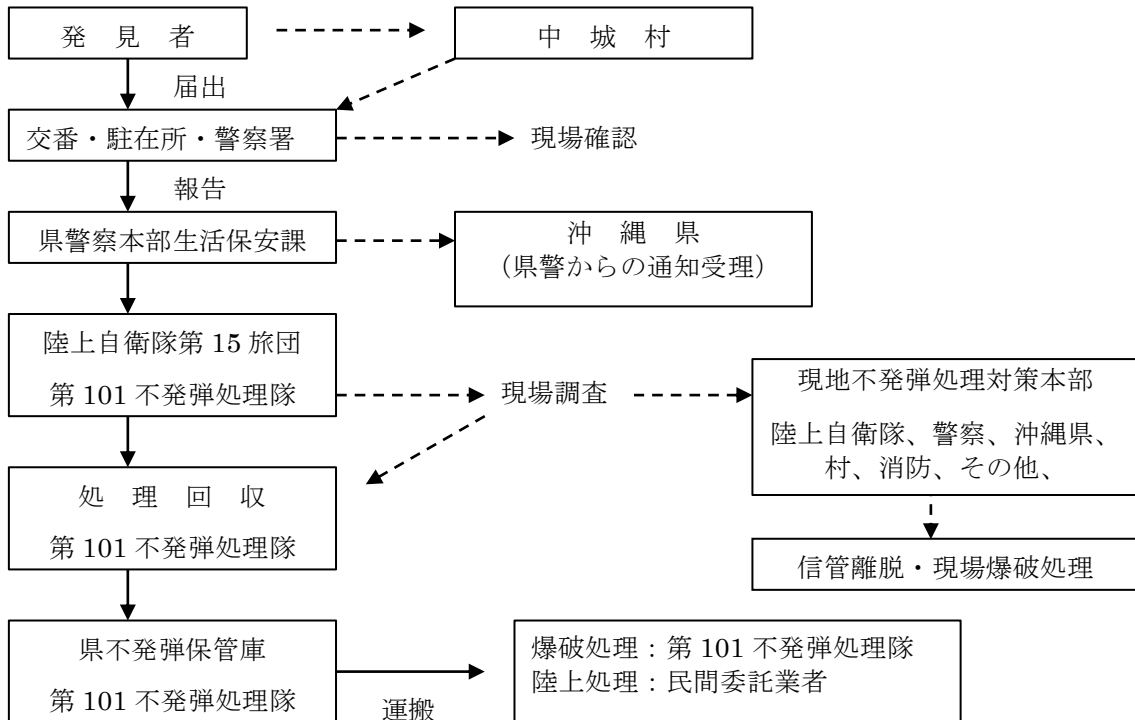
国、県、各市町村や関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

### 3 不発弾に関する防災知識の普及指導

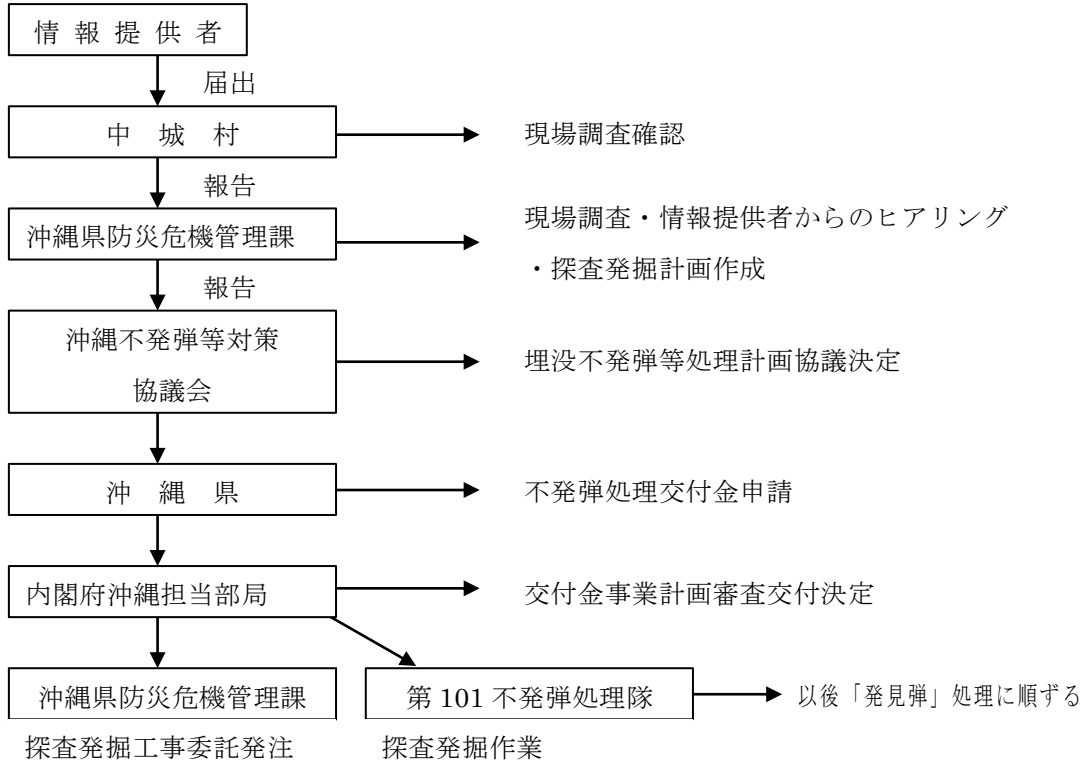
- (1) 不発弾磁気探査事業者、村及び中城北中城消防本部等の関係職員は、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令等に関する知識を習得させるため、県等が主催する講習会に参加する。
- (2) 村民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

#### 〈不発弾処理の流れ〉

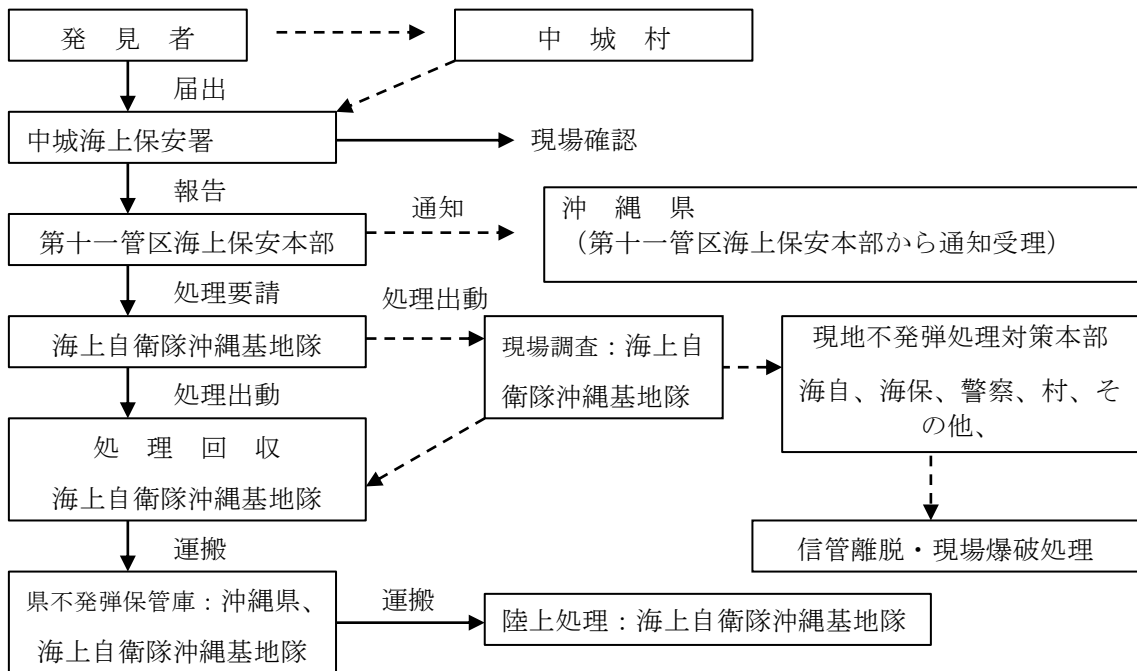
##### 陸上部分（発見弾）



陸上部分（埋没弾）



海上部分（発見弾）



## 第7款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

### 1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実に努める。

#### (1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び村等と協力して観測体制の充実に努める。

#### (2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

### 2 主要関係機関における気象観測体制の整備

村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実に努める。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

## 第8款 高潮等対策計画

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

### 1 高潮災害防止計画

本村の海岸線は南浜地区から久場地区までにおよび、一般住宅地域、公共施設等がある。高潮又は津波被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図るものとする。

また、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、防災上特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。

### 2 高潮災害危険地域の把握

村は、村民避難体制の確立、危険箇所監視体制の整備及び村民の防災に対する意識を高めるため、高潮に備えたハザードマップを作成することにより、あらかじめ高潮災害危険地域を把握するものとする。

## 第9款 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

### 1 消防力・消防体制等の充実強化

村及び県は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

#### (1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

#### (2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を図る。

#### (3) 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

#### (4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。



## 2 火災予防視察・防火診断

火災の発生拡大を防止し避難体制の確実を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

### (1) 特殊対象物に対する査察

#### ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消防設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

#### イ 宿泊・娯楽施設及びスーパー、商店等

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防計画に基づき定期的な査察を実行する。

#### ウ 危険物等関連施設

年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

### (2) 一般住宅

ア 火災の多発期を控えた 11 月の秋季及び 3 月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。

イ 住宅火災による死傷者の発生を防ぐ目的で、住宅用火災警報器を設置するよう指導する。

## 3 消防施設の整備拡充

### (1) 消防水利の多様化等

防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、溜池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

### (2) 消防救急無線の整備を含む情報収集、伝達系統の整備

## 4 火災発生の未然防止

(1) 村長は消防法第 22 条の規定に基づき沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 村長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、中城村の区域にあるものは、村条例で定める火の使用制限に従うよう特に留意するものとする。

## 第10款 林野火災予防計画

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

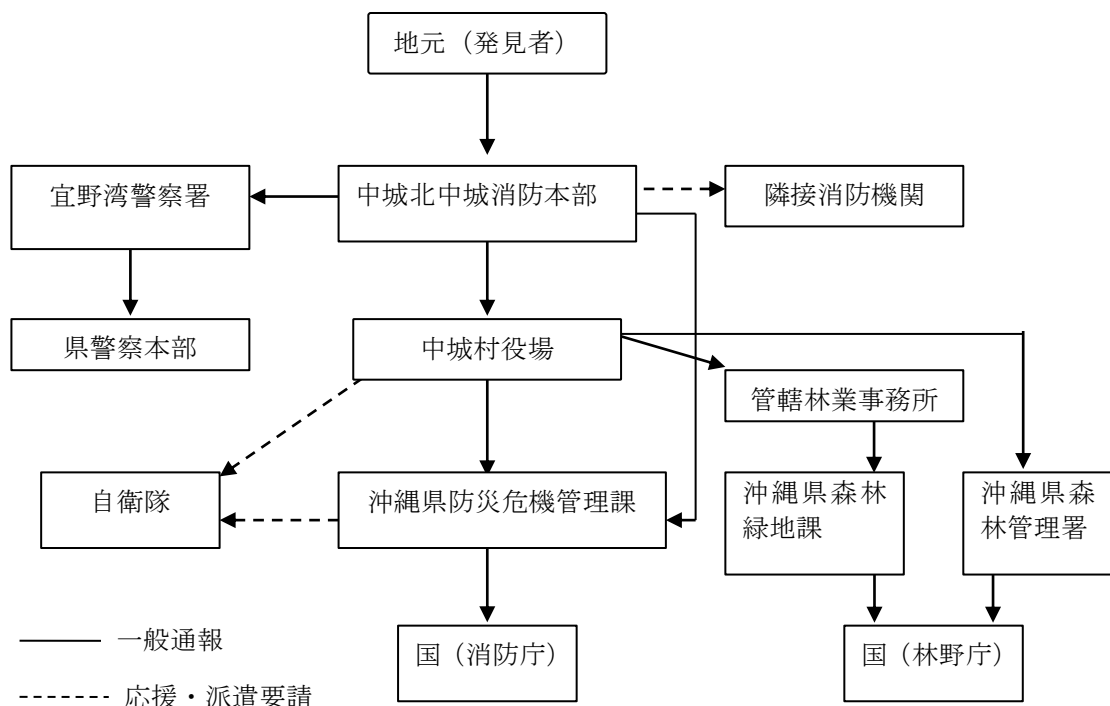
### 1 林野火災対策の推進

(1) 県に消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関等で構成する林野火災対策推進協議会を設置して総合的な林野火災対策の調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の計画推進体制を確立する。

### (2) 林野火災の通報連絡等

林野火災が発生し、拡大するおそれのある場合における関係機関の通報連絡は次によるものとする。なお、通報連絡は出来る限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行うものとする。

〈 通報連絡システム図 〉



### (3) 現地対策本部の設置

延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の、消防機関相互間の指揮系統及び情報連絡体制の整備を図るとともに、災害現地である本村において必要があると認めるときは現地対策本部を設置する。

## 2 出火防止対策

- (1) 県及び森林管理署等と調整し、林野火災の防止のため、火災防止の標柱、看板等の設置に努めるものとする。
- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の手扱いについての指導を強化する。
- (3) 森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法(昭和26年法律第249号)等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

## 3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

県と調整を図りながら、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備促進を図るものとする。

# 第11款 農業災害予防計画

## 1 土砂崩壊防止工事等

### (1) 土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

### (2) かんがい用水施設等整備事業

かんがい用水施設等について、老朽化により提体施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのある溜池について緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

### (3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業について検討、推進していく。

## 2 農地保全整備事業

風雨によって侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

## 3 防災営農の確立

### (1) 指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県と

調整を図りながら関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

#### 営農方式の確立

「沖縄振興計画」に沿った県の対応や、亜熱帯農業における防災営農技術並びに、試験研究機関より、病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努める。

## 第 1 2 款 消防、水防及び救助施設等点検整備計画

### 1 消防施設

消防施設の整備は、「消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第 1 号)」及び「消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)」等に基づき、増強及び更新を図るものとする。

消防施設の現況は、別表 1 (資料編) のとおりである。

### 2 水防施設

村長は、災害時の水防に万全を期するため、沖縄県水防計画書に定める基準に基づき水防倉庫、水防機材等の水防施設の整備を行うものとする。

### 3 避難所の整備等

#### (1) 避難所の整備

村長は災害時の避難に備え、次により避難所の整備をしておくものとする。

ア 避難所は、学校、公民館、その他公共施設等で、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。

イ 避難所として使用する建物については、耐震性を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ 避難所の選定に当たっては、災害の特性を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 村内に適切な施設又は場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地建物の所有者又は、管理者の了解を得ておくものとする。

#### (2) 避難場所等の指定

##### ア 広域避難場所の指定

災害が拡大し生命に危険が及ぶような場合に備え、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定をしておくものとする。

#### 【広域避難場所指定の基準】

- ・周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ・災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ・避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則1人当たり1㎡を確保できること。
- ・避難場所の地区割計画の作成に当っては、自治会区域を考慮する。

#### イ 避難所の指定

避難所の指定は、人口、地域バランス、広域避難場所の位置等を考慮しながら、村長が指定するものとする。

#### (3) 危険区域における避難立退き先の指定

- ア 洪水、高潮、津波又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておくものとする。
- イ それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
- ウ 火災の際に、住家の密集する村民の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

#### 4 避難路の整備

- (1) 避難場所等へ通じる道路で、幅員5m以上（ただし、市街地等で止むを得ない場合は4m以上）とする。
- (2) 避難場所等へ通じる緑道で、幅員3m以上とする。
- (3) 危険の予想される埋立地等の区域においては、災害時に一部不通になる場合に備え、代替の避難路も指定できるように複数の避難路及び避難用橋梁の整備を図るものとする。

#### 5 救助用資機材及び救助隊の整備

大地震における倒壊家屋からの救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、村は地区ごとに救助用資機材を備蓄するものとする。

また、村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## 第 1 3 款 道路災害予防計画

### 1 道路事故災害予防

#### (1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

#### (2) 体制・資機材の整備等

道路管理者は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、各関係機関と連携し情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

## 第 1 4 款 海上災害予防計画

### 1 航行の安全確保等

第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

### 2 災害応急対策への備え

#### (1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

#### (2) 消防救助体制の整備

警察及び村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

#### (3) 油防除作業体制の整備

県及び村は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

#### (4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、村は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

## 第 15 款 食糧等備蓄計画

### 1 食糧・飲料水

#### (1) 食糧備蓄の目標と基本的な考え

食糧等の備蓄については、原則、人口の 20 分の 1 (令和 5 年 12 月時点の人口 22,616 人⇒20 分の 1 は、1,131 人) の 3 食 3 日分程度を目標に災害対策用食糧を備蓄に努めるものとし、大規模な災害時にも対応できるよう、備蓄量を増やすことを検討するものとする (沖縄県の被害想定者の大規模災害時の避難者数などを目安)。

ただし、行政だけでの備蓄には保管場所や管理などに限界があることから、「個人や家庭」での備蓄の推進や「企業」との物資提供の協定締結などの役割分担を行い、想定される避難者数を目標とした食料等の確保に取り組むものとする。

なお、備蓄に際しては要配慮者に配慮した食糧の確保に努めるものとする。

#### (2) 災害対策用食糧の確保

販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食糧の調達に努めるものとする。

#### (3) 個人備蓄の推進

インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を 7 日分程度、個人において備蓄していくよう、村民に広報していくものとする。

#### (4) 飲料水の確保

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定されるため飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備し、飲料水の備蓄を推進するものとする。

村及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

### 2 生活必需物資の備蓄

災害により住宅に損害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を

喪失し、又は毀損した者に対し、迅速かつ計画的に配分・供出するため必要な物資を備蓄するものとする。

(1) 備蓄物の整備計画

地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。

(2) 備蓄物資の点検及び補充・整備

備蓄物資について定期的に点検を行い、常に良好な状態に保つよう努めるとともに、災害により備蓄物資を供出した時は速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

**3 備蓄倉庫の整備**

村は、食糧及び生活必需品を備蓄するための場所及び施設における保管倉庫等の整備に努めるものとする。



## 第3節 災害に強い人づくり

### 第1款 防災訓練実施計画

災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、本村・県・防災関係機関及び村民等が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

#### 1 防災訓練の基本方針

##### (1) 実践的な活動のノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目標とした訓練とすることを第一とする。

また、訓練の種別ごとに、想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、方法(時期、場所、要領等)を具体化した訓練とする。

##### (2) 地域防災計画等の検証

村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目的とし、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

##### (3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法(時期、場所、要領等)及び検証方法(訓練の効果、課題分析等)等を具体化した訓練とする。

##### (4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女ニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

#### 2 個別防災訓練の実施

防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練

(4) 避難所における感染症対策や要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練及び物資集積拠点における集配訓練

- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等の連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

### 3 総合防災訓練の内容

広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、村全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、村及び防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

#### (1) 実施時期

毎年1回以上適当な時期(水防月間、土砂災害防止月間等)に行うものとする。

#### (2) 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

#### (3) 参加機関

訓練参加機関は、村、村内各種団体、県、関係市町村、防災関係機関及び一般住民とする。

#### (4) 訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

- ア 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- イ 水防訓練
- ウ 救出及び救護訓練
- エ 炊出し訓練
- オ 感染症対策訓練
- カ 輸送訓練
- キ 通信訓練
- ク 広域応援要請訓練(情報伝達訓練)
- ケ その他

### 4 防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

## 5 地域防災訓練等の促進

村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

## 第2款 防災知識の普及・啓発に関する計画

この計画は、日頃から村民及び防災関係機関・団体職員に対して災害を念頭においた防災に関する知識の普及・啓発を図り地震災害を未然に防ぐとともに、被害を最小限に止めることを目的とするものである。

### 1 防災意識の普及・啓発

#### (1) 村における措置

##### ア 基本的事項

村は、地域防災計画の概要や地震津波の知識及び地震災害時の心得などについて広報し、常に村民の理解と認識を深めるように努める。

##### イ その他実施事項

(ア) 村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(イ) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

#### (2) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は普段からあらゆる機会を利用し、広く一般住民に呼びかけることが重要である。各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、村民が自らのために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

#### (3) 気象台の役割

気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

- ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。
- イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。
- ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。
- エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。
- オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

#### (4) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

#### (5) 普及・啓発の方法等

##### ア 普及・啓発時期や内容等

(ア) 「防災週間」「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定結果等を示しながら、危険性や次の対策を住民等に周知する。

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防安全対策
- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(イ) 村、県並びに沖縄気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(ウ) 村、県及び沖縄気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

■警戒レベル一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 <sup>※1</sup>
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 <sup>※2</sup>	大雨・洪水・高潮 注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1：村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2：警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

## 2 各種防災教育の実施

各防災関係機関は、村民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、概ね次による防災知識の徹底を図る。

### (1) 防災研修会・講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

## (2) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校などにおける学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

村及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。加えて、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものである。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

## (3) 消防・防火教育

### ア 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、中城北中城消防本部において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

### イ 専門教育

#### (ア) 消防職員教育

##### ・初任教育

新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。

##### ・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

##### ・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

##### ・特別教育

初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

#### (イ) 消防団員の教育

##### ・基礎教育

任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

##### ・専科教育

主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(ウ) その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

ウ 一般教育

一般教育は、中城北中城消防本部において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

(4) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

(5) その他

消防団、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図る。

### 3 災害教訓の伝承

県と協力し、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。また、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

### 第3款 自主防災組織の育成計画

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えと連帯意識に基づき、村民が主体的に防災体制を確立し、防災活動を行うことがより有効な防災対策となるものと考えられる。

これら自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに村民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。そのため、村は各地域において自主防災組織の結成を推進し、その育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

#### 1 自主防災組織整備計画の策定

自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

#### 2 村民の防災意識の高揚

村民に対する防災意識の普及及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレット、ビデオ等、資料の作成及び講演会等の開催を積極的に推進するものとする。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材を養成するための研修を行い、村内の自主防災組織の組織化や活動の活性化を図る。

#### 3 組織の編成単位

村民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は下記事項に留意の上、村が村民と協議して実施するものとする。

- (1) 村民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 村民の基礎的な日常生活圏としての一体性を持っている地域であること。

#### 4 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として、防災組織を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA 等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。



## 5 活動計画の策定

組織の効果的な活動を推進するため、地域の規模や態様を十分活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

## 6 資機材の整備

村は、消火、救助、救護等に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

## 7 活動拠点の整備

村は、平常時は自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

## 8 組織の結成の促進と育成

村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

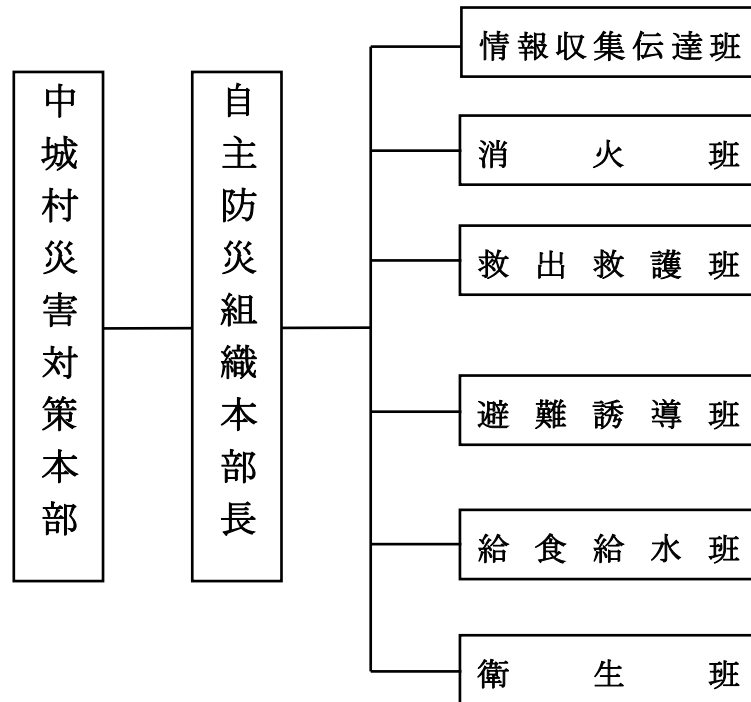
イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

なお、県は、村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

## 9 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、概ね次のとおりの組織図となる。ただし、地域によってはその態様に  
応じて作成しても差し支えないものである。

《自主防災組織図》



《自主防災組織の役割分担》

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集 伝 達 班	① 防災知識の普及に関する事 ② 情報収集伝達訓練の計画、実施に 関すること ③ 必要資機材の整備点検に関する こと	① 情報収集、伝達に関する事 ② 指揮命令等の伝達に関する事 ③ 組織内の連絡調整及び他の機関との 連絡に関する事
消 火 班	① 地域の安全点検に関する事 ② 消火訓練の実施、計画に関する こと ③ 必要資機材の整備点検に関する こと	① 出火防止と初期消火に関する事
救出救護班	① 地域の安全点検に関する事 ② 救出救護訓練の実施、計画に関 する事 ③ 必要資機材（救出用具、医療品等） の整備点検に関する事	① 負傷者の救出及び搬送に関する事 ② 負傷者の応急手当に関する事 ③ 仮設救護所の設置に関する事
避難誘導班	① 地域の安全点検に関する事 ② 避難路、避難場所の設定訓練に関 すること ③ 必要資機材の整備点検に関する こと	① 安全な避難誘導に関する事 ② 避難場所の設定に関する事
給食給水班	① 井戸の状況把握に関する事 ② 給食、給水訓練の実施及び計画に 関すること ③ 必要資機材の整備点検に関する こと	① 炊出しに関する事 ② 食糧、飲料水、生活必需品などの配 分に関する事 ③ ろ水機の運用に関する事
衛 生 班	① 衛生処理訓練の実施、計画に関 する事 ② 必要資機材の整備点検に関する こと	① 仮設トイレに関する事 ② ごみ処理及び消毒に関する事

## 第4款 企業防災の促進

### 1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

### 2 村の支援

取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第5款 地区防災計画の普及等

### 1 地区防災計画の位置づけ

村の一定の地域内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画(一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画)を提案した場合、村防災会議は村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村地域防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

### 2 地区防災計画の普及

村及び県は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

### 3 計画の内容

地区防災計画には、以下の内容を定めるものとする。

- ア 計画の対象範囲(自治会単位等)
- イ 地区の活動体制
- ウ 防災訓練の内容
- エ 物資備蓄の内容
- オ 相互支援の方法等
- カ その他必要な事項

## 第4節 災害応急対策活動の準備

村及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編」及び「第3編 風水害等編」の「第1章 災害応急対策計画」に記載する災害応急対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たって、村は公共用地・国有財産の有効活用を図る。

### 【村及び防災関係機関の事前措置】

#### 1 村の措置

ア 中城村防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

イ 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、地域特性に合わせて事前に整備する。

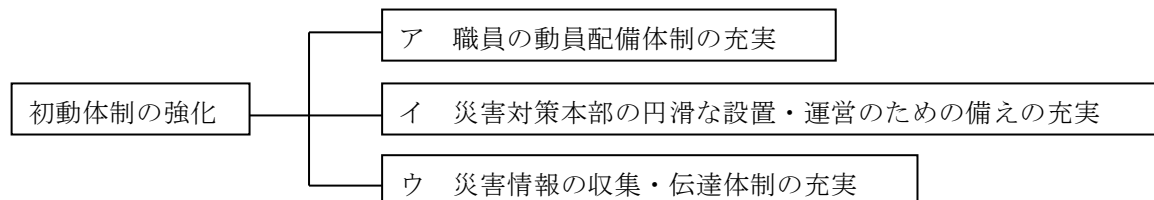
#### 2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備する。

## 第1款 初動体制の強化

### 1 初動体制の強化

突発する災害に村が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や村における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後すばやく把握し、村としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



#### (1) 職員の動員配備対策の充実

職員(要員)をできるだけ、迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、村職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震及び津波災害の場合、いち早く災害対策本部長及び各対策班長等との連絡体制を確立し、災害対策本部員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える必要があり、職員への徹底を図る。

ウ 24 時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できるように非常時の職員の参集について必要な整備を図る。

エ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に、円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎等の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

イ 災害対策本部(本庁)設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部(本庁)を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも 3 日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害時及び災害の発生するおそれのある場合の情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。なお、本村においては、情報を把握する能力を高めるため以下の対策を推進する。

ア 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備の充実が必要であり、以下の対策を推進していく。

(ア) 県が整備を進める以下の通信施設等を活用する。

●災害対策本部用電話装置 ●被害情報収集システム ●孤立予想地区等に配置される衛星携帯電話

(イ) 防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入を図る。

(ウ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。

(エ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策の一つとして、防災GIS(地理情報システム)を活用する。

イ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ 連絡体制等の確保

連絡体制等を確保するため、以下の対策を推進する。

○各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

○防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

(4) 情報分析体制の充実

村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え

村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

(6) 複合災害への備え

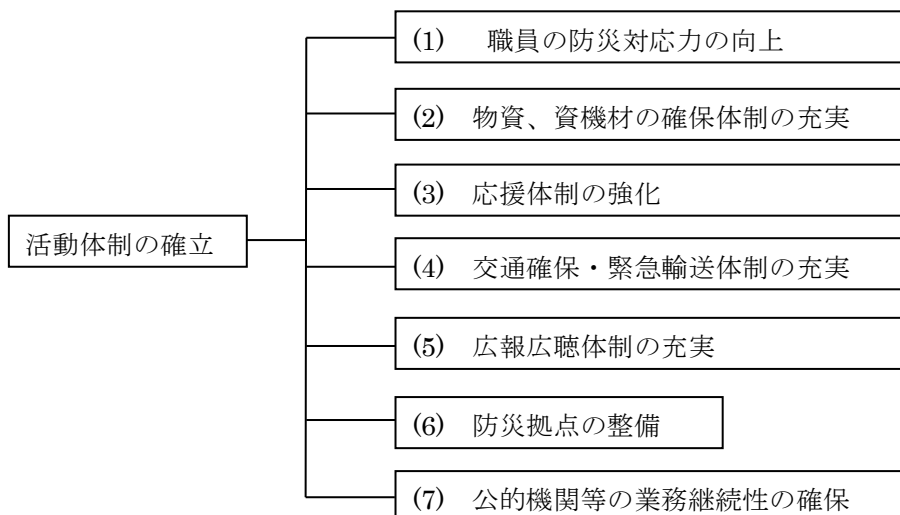
村及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。



## 第2款 活動体制の確立

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



### (1) 職員の防災能力の向上

一般に、村職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

#### ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての課に配布するとともに職員の防災への理解を深める。

#### イ 防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員は村の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、災害対策要員は、発生初期において、積極的な応急対策活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- ① 県や防災関係機関・団体の実施する防災研修会、防災関係学会等に積極的に職員を派遣する。
- ② 災害を体験した都道府県への視察、防災の先進地域への職員の派遣を行う。
- ③ 防災担当専門職員を養成する。

### (2) 物資・資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材(チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材(消火器、可搬ポンプ等)、医

薬品、医療用資機材、マスク、消毒液、パーテーション等の避難所における感染症対策、食糧、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品(簡易トイレ、被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の確保が必要となる。

そこで、村は、以下のとおり、村内のどこで災害が発生しても迅速に必要な量を確保できる体制の構築を推進していく。なお、村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

#### ア 救出救助用資機材の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

- (ア) 各自治会に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- (エ) 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進
- (オ) 各公立施設への救出救助用資機材等の整備促進

#### イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- (ア) 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

#### ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による本村の想定被災者数の 2 日分以上を目標とした確保に努める。

#### エ 生活必需品の確保体制の充実

食糧・水・生活必需品(簡易トイレ、被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

- (ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食糧・水・生活必需品(被服寝

具、女性用品、乳幼児用品等)の備蓄に関する啓発

- (イ) 飲料水兼用型耐震性貯水槽等における飲料水の備蓄
- (ロ) 村における食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の備蓄に関する指導
- (エ) 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合)等との協定等締結の促進
- (オ) 公的備蓄ネットワークの構築

#### オ 輸送手段の確保

村有車両については、災害発生後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

#### (3) 広域応援体制の強化

被害が甚大で村において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。村においては、近隣市町村及び県を通じて村外からの応援体制の強化を図るものとする。

#### ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

村は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

#### イ 村内関係民間団体等との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるように村内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

#### ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- (ア) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- (イ) 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会及び村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整

等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

#### オ 自衛隊との連携の充実

被害想定結果を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

#### カ 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、村のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。

村は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるように、各機関と締結した広域応援協定等に基づいた応援体制を整える。

- ・「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

#### キ 応援・受援の備え

災害の規模に応じて、円滑に応援又は受援できるように以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・応援先・受援先の指定
- ・応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

#### (4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うため交通規制計画の作成や緊急輸送体制の確立を図るものとする。

また、孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速にされるよう、臨時ヘリポート等の確保などに努めるものとする。

- ・重要道路啓開のための体制整備
- ・緊急輸送基地の選定整備
- ・緊急通行車両の事前届出の徹底
- ・運送事業者との連携確保

・緊急輸送活動のために必要な輸送拠点の把握・点検（県と連携して実施）

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していくものとする。

ア プレスルームの整備

イ 報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

ウ IT 機器を活用した情報発信の検討

エ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していくものとする。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、データ等の総合的な整備保全やクラウド型システムの導入などバックアップ体制の整備を進める。

### 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応した、きめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていく。

#### (1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

##### ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報に関する情報を村民に迅速に知らせる体制を整える。

##### イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

##### ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を各公共施設及び不特定多数の者が出入する施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで村としては以下の対策を推進していくこととする。

##### (ア) 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検

(イ) 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館等、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検の指導

(ロ) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

(ハ) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(ニ) 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップの作成

##### エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進する。

(ア) 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練を含む)

(イ) 各自治会単位に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

##### オ 緊急医療対策の充実

負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。また、村において初動期を念頭においた緊急医療品等の備蓄を推進するものとする。

##### カ 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速に対応できるよう、以下の対策を推進する。

- (ア) 総合防災訓練による消防本部と自衛隊による合同消火訓練の実施
- (イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進
- (ウ) 各自治会単位に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

キ 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、村民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護、救援のための事前措置の実施

ア 学校の防災拠点化の推広

- (ア) 無線設備の整備
- (イ) 教職員の役割の事前規定
- (ウ) 調理室等の調理機能の強化
- (エ) 保健室の緊急医療機能(応急処置等)の強化
- (オ) シャワー室、和室の整備
- (カ) 学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化設備の整備
- (キ) 貯水槽、備蓄倉庫の整備

イ 緊急避難場所・避難所の指定・整備

(ア) 緊急避難場所・避難所の指定

各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定にあたっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

(イ) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と福祉部署が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。くわえて、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等と

の定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

#### ウ 福祉避難所のリストアップ

一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障がい者支援施設等ら福祉避難所を指定しておく。また、村内外のホテル等の宿泊施設においても協定締結を検討するなど、福祉避難所の確保に努める。

#### 【福祉避難所の指定に向けた取り組み】

福祉避難所の指定に向けて、避難対象者の把握をはじめ、指定候補施設の選定、候補施設との調整・指定（民間施設においては協定を締結）などを総合的に取り組むものとする。取り組みの実施にあたっては、以下の内容を整理するものとする。

- ・福祉避難所への避難対象者の概数把握
- ・指定候補施設の選定
- ・候補施設の概況把握（施設、設備、人員体制、受入れ可能人数など）
- ・候補施設における必要な整備、資機材等の把握
- ・民間施設の指定における、調整事項、協定内容（案）の整理
- ・福祉避難所における医療的ケアを必要とする要配慮者の条件整理、必要な設備、人材、対象範囲

#### エ 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね 7 日間)、食糧、水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

#### オ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間で協定の締結を図る。

#### カ 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うため以下の事前措置を実施する。

- (ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- (イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

#### キ 文教対策に関する事前措置

災害発生時に文教対策を円滑に行うために、以下の事前措置を実施する。

- (ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方(避難所と



して開放する場所、学校備品の使用方針等)及び学校職員の行動方針等の検討

- (イ) 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方針の検討
- (ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- (エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

ケ 広域一般滞在等の事前措置

大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- (ア) 他市町村との広域一時滞主に係る応援協定の締結
- (イ) 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- (ウ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- (エ) 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の都道府県及び市町村が把握する体制の整備
- (オ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者への生活情報等を伝達する体制の整備

コ 家屋被害調査の迅速化

家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結に努める。

サ 災害廃棄物処理計画の策定

国の災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）を踏まえて策定した「中城村災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に適切な運用が図れるよう、村職員への周知をはじめ、関係機関との情報共有を行うものとする。

(3) 被災者支援の仕組みの事前措置の実施

村は、平常時から被災者支援の仕組みとして、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する「災害ケースマネジメント」などの被災者支援の仕組みの整備に努めるものとする。整備にあたっては、支援内容が多岐にわたることや福祉的なアプローチも必要なことから、総務課及び福祉課を中心とした体制づくりに努めるものとする。

## 第 4 款 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には、行政機関とボランティアがともにいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右する。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

また、大規模災害発生時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入

れ体制を整備するものとする。

### 1 ボランティア意識の醸成

#### (1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

#### (2) 生涯学習を通じての取り組み

村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

### 2 地域ボランティアの育成

#### (1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、村や社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

育成にあたっては、ボランティア活動だけでなく、災害時における活動や避難所運営に関する研修を行うなど、災害時における活動体制の確保に向けた取り組みを行う。

#### 《地域ボランティアの役割（初動期）》

- |                   |
|-------------------|
| ① 被災地外ボランティアの現地誘導 |
| ② ボランティアの受付       |
| ③ ボランティア組織の形成を支援  |

#### (2) 専門ボランティアの登録等

ア 災害時にボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努めるものとする。

#### (3) ボランティアコーディネーターの養成

本村は社会福祉協議会及び県の関係機関と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動を行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

### 3 ボランティア支援対策

#### (1) 村は、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備検討しておくものとする。

#### (2) 災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

#### (3) 村内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。

#### (4) 村は、県の推進しているボランティア保険の加入に際して、経済的支援を検討する。

## 第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者については、事前の避難計画の策定等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるものとする。

### 1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園及び保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所している。また、災害弱者専用の避難場所として村内及び近隣市町村等における福祉・保健・医療施設を確保する重要性が高く、そのため日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

#### (1) 地域防災計画への位置づけ

災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を地域防災計画に定めるものとする。

特に、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、津波防災地域法や土砂災害防止法等に基づいて、災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、災害等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、避難確保計画、避難訓練の実施により危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

#### (2) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるように努める。また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように施設や附属設備等の点検に努めるものとする。

#### (3) 地域社会との連携体制の確立

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは困難である。要配慮者を適切に避難誘導・救出するため、常に地域社会との連携を密に村民への周知を図り、災害時には地域住民の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制計画の整備等を図るよう努める。

#### (4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

**(5) 災害用食糧等の備蓄推進**

乳幼児等を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努めるものとする。

**(6) バリアフリー化の推進**

高齢者や身体障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。

**2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保**

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するために日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

**(1) 施設設備等の整備**

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、施設や附属設備等の整備に努める。また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように、施設や附属設備等の点検に努めるとともに要配慮者に配慮した避難体制の整備に努めるものとする。

**(2) 施設設備等の安全点検及び指導**

村内の不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した附属設備の安全点検に努めるとともに、施設管理者への指導を行うものとする。

**3 在宅で介護を必要とする村民等の安全確保**

心身に障がいやを有する者、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能障がいによる移動困難、判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から同様の困難があるものと考えられる。したがって、村では避難行動要支援者の安全確保のために特別の配慮を講ずる必要がある。

**(1) 避難行動要支援者支援計画**

本村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報保護等に配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿の情報を関係機関と

共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難行動要支援者の名簿の作成・活用及び避難支援計画策定にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月 内閣府)に基づくものとする。

災害対策基本法第 49 条の 10 ～12、第 50 条第 2 項及び第 56 条各項並びに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の活用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、以下に定めるとおりとする。

(ア) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は以下のとおりとする。なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとする。

<避難支援等関係者となる者>

中城北中城消防本部、宜野湾警察署、村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、その他避難支援等の実施に携わる関係者

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、下表の要件に該当する者について、避難行動要支援者名簿を作成する。

表 対象範囲

類型	備考
要介護者	I.要介護認定を受けている者で、次のいずれかに該当する者 ・要介護状態区分が要介護 3 以上に該当する方
障がい者	II.身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が 1 級または 2 級で、かつ次のいずれかに該当する者 ・視覚障がい者または下肢、体幹若しくは移動機能の障がいそれぞれ 1 級または 2 級の交付をされている者 III.精神障害者保健福祉手帳 1 級を交付されている者 IV.療育手帳を交付されており、次のいずれかに該当する者 ・障がいの程度が A 以上の方
高齢者	V.高齢者のみの世帯の者 (65 歳以上)
その他	VI.上記に準じる状態にあると認められる者又は支援を希望しかつ村長の承認を得た者

(g) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法等

村は、避難行動要支援者に該当する者について、村が管理している住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて県等に情報提供を求め、その情報を入手する。避難行動要支援者名簿の記載事項は、以下のとおりとする。また、名簿の情報は、原則として1年に1回更新する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は 居所
- ・電話 番号その 他 連絡先
- ・避難支援を必要とする理由
- ・その他必要と認める事項

(e) 名簿情報の提供における情報漏洩防止措置

名簿の使用方法は、「地域支援者（隣近所）」「自治会、自主防災組織」「社会福祉協議会、民生委員・児童委員」等と避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援に関することや日頃からの声かけ・見守り活動に活用するものとする。

また、避難行動要支援者の個人情報については、適正に管理するとともに、上記の目的以外の使用は行わないものとする。

なお、以下の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。また、自治会、自主防災組織及び村社会福祉協議会等に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- ・災害対 策基本法による守秘義務の認識と理解
- ・必要以上の名簿の複製の禁止
- ・施錠可能な場所への名簿の保管
- ・団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- ・管理者の選任及び村への報告

(f) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問する等、高齢者等避難の周知を図る。また、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等については、危険エリアに居住しているかを確認するとともに、確保した避難所（民間施設含む）に関する情報提供を行う。

(h) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び

身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行う。

(キ) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

村は、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成を推進する。

(2) 防災についての普及・啓発

(ア) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(4) 要配慮者が居住する住宅への改良支援等

在宅の高齢者や障がい者等の方に対して実施している住宅改造費助成事業、日常生活用具給付等を活用した住宅の改良を推進するものとする。

## 第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

村は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。また、観光危機管理計画を策定し、計画的な観光客等の安全対策を実施するものとする。

### 1 観光客・旅行者等の安全確保

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

(1) 避難標識等の整備

避難所・避難路の標識が、観光客、旅行者にも容易に判別できるよう整備する。

観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波等の災害発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者等の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設等の管理者は、災害時の避難誘導マニュアルや避難誘導体制を事前に整備し

ておくなど、観光客等の安全を確保することにとどまらず、交通機関等の被災で帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう、平素から食料・飲料水・被覆寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

津波避難計画の策定にあたっては、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

### (3) 観光関連施設の耐震化促進

村は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

## 2 外国人の安全確保

国際化の進展に伴って村内に居住、来訪する外国人が増加している。そこで言語、文化、生活習慣の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれるような防災環境づくりに努めるものとする。

### (1) 防災知識の普及・啓発

外国語の防災パンフレットを作成し、機会のあるごとに配付するなど、外国人への防災知識の普及・啓発を図る。また、外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

### (2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

### (3) 地域の防災訓練等への参加促進

村内在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団への加入や防災訓練等への積極的な参加を促す。

## 3 観光危機管理体制の整備

### (1) 観光危機管理の普及、対策の促進

村は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

### (2) 観光危機情報提供体制の整備

村は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。



## 第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する基本的事項を、村において、それぞれ確立していくこととする。また、中城湾に面した本村の海岸地域には住宅地、公園等の公共施設が立地している。村民、公共施設利用者、漁業関係者等を津波被害から守るためには、被害の未然防止、拡大防止のための必要な体制、手段等を整備する。

### 第1款 基本的事項

#### 1 避難体制の整備

村の役割

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 村民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難の指示等の基準の設定（発令対象区域の設定など）、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

#### 2 県の実施すべき対策

- (1) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- (2) 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

#### 3 社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導體制の整備

#### 4 避難場所の整備等

- (1) 避難所の指定、整備

村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物

を使用するものとする。

イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ 避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。

エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ 村内に適切な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

## (2) 広域避難場所等の指定

ア 村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

(ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

(イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

(ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

(エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮する。

イ 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

## 5 避難路の整備等

村は、災害時等に村民や旅行者等を安全な場所へと避難させるため、また、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、適切な維持管理をはじめ、道路幅員の拡大、改良、新設等を推進していくものとする。

村道中城城跡線、村道ウフクビリ線、村道大瀬線、賀武道線、奥間南上原線については、当該道路を緊急避難・消防救難活動を迅速かつ円滑に実施するための道路として適切に維持・管理していくものとし、「新川線」「南伸線」については、県道29号線が寸断された場合に備え、その迂回路として整備を検討する。

## 第2款 津波避難体制等の整備

### 1 津波避難計画の策定・推進

#### (1) 村における対策

村は、県が「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針、その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じて以下の事項について定め、実践的な津波避難計画を策定し、適宜見直しを行う。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

- 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- 避難困難地区・人口等
- 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- 職員の参集基準等の初動体制
- 避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- 津波対策の教育及び啓発
- 避難訓練
- 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

#### (2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

#### (3) 避難計画の留意点

##### ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、村は、県と連携して、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を超えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定

する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

#### イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、村職員等、津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

## 2 津波危険に関する啓発

### ア 村民等への啓発事項

- (ア) 津波浸水予想区域の周知
- (イ) 津波危険への対処方法(適切な避難場所、避難路の周知を含む)
- (ウ) 過去の津波災害事例や教訓
- (エ) 津波の特性
- (オ) 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識

### イ 啓発の手段、実施方法

- (ア) 学校、幼稚園、保育所での職員、児童・生徒、園児、保護者を対象とした教育
- (イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- (ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会
- (エ) 津波危険地域の各字自治会での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- (オ) 広報誌
- (カ) 防災訓練
- (キ) 防災マップ(津波ハザードマップ)の作成・配布
- (ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置
- (ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

## 3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

### ア 危険予想区域村民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家等に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

地震情報、津波警報、避難指示等が村民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

#### イ 監視警戒態勢等の整備

津波危険に対し、予警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒態勢を整備する。

#### ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

##### (ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目指し、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、村民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

##### (イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

##### (ロ) 代替避難路の整備

埋立地等においては被害の状況等によっては避難路・避難橋梁等が不通になる場合に備え、代替の避難路も指定できるように複数の避難路及び避難用橋梁の整備を図る。

##### (エ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

##### (オ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所(避難生活用の施設)と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

#### (カ) 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める

#### エ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

### 4 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域(津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域)の指定について県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

ア 村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村地域防災計画に定める。

ウ 津波災害警戒区域を含む本村は、村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

### 5 海岸保全事業

従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽

海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。